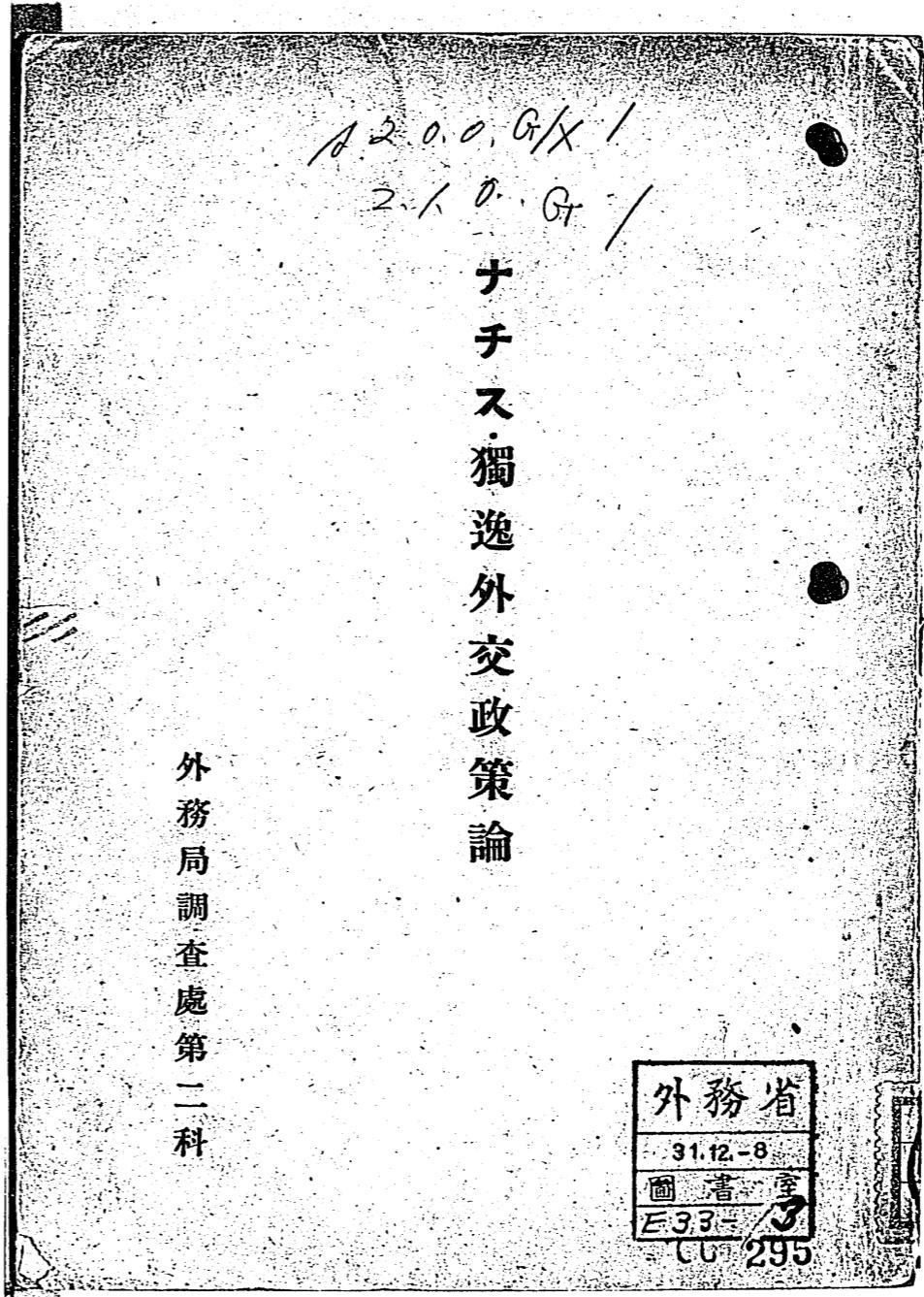


REEL No. A-0324



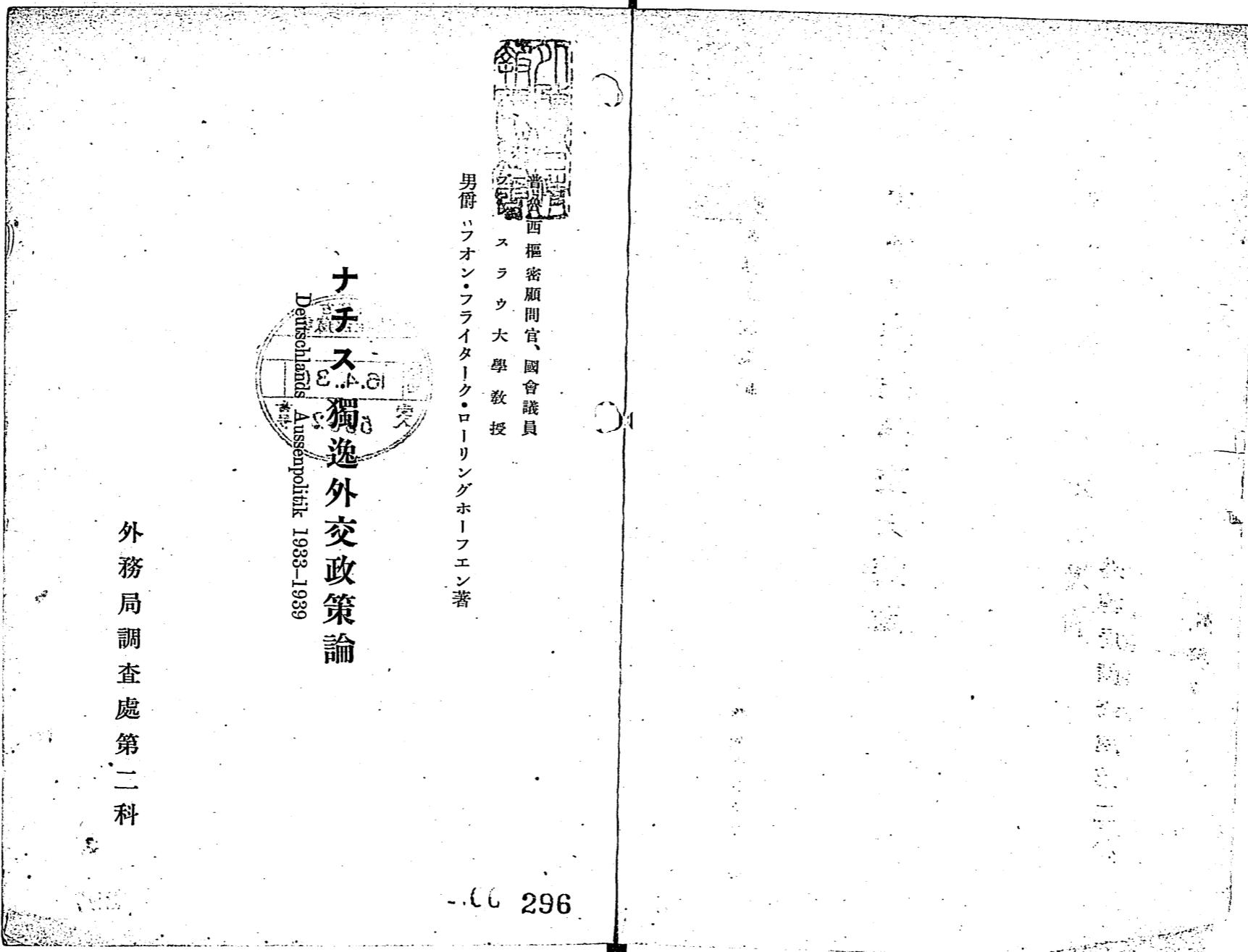
1109

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0324

1190

アジア歴史資料センター



REEL No. A-0324

は へ き

本書は、普魯西権威官、國會議員にしてブレスラウ大學法科教授、特に國際法學者として令名あるフオン・

フライターク・ローリングホーフェン男爵の著書たる「一九三三年—一九三九年獨逸外交政策」即ち „Deutschlands Auszenpolitik 1933—1939“ von Axel Freiherrn von Freytag-Loringhoven Preuss, Stuttgart, M. d.

R, Professor der Rechte zu Breslau” を譯出したものである。

抑々第一次世界大戰によるヴェルサイユ獨裁の桎梏に丸ゆる國家的権利を剥奪された獨逸は一九三三年アドルフ・ヒツラーの政権獲得と共に民族社會主義獨逸を建設して今日の驚異的飛躍を遂げたのであるが、其の民族の傳統的特質と歴史とを離れては今日の獨逸を知る事は不可能であり又其の資格はないのである。此の意味に於て本書が、ヒツラー總統指導の下に果し來つたナチス・獨逸完成への前史たる其の外交政策史論を公けにする事に依り、獨逸がヴェルサイユ條約を無視し、國防主權を回復し、ライン地方を併せ、少數民族自決権問題を解決し、奥地、ズーテン地方、メーメル地方を合併し、更にチエツコスロバキアを解體してボヘミア、モラヴィアを保護領化する等意義に出た神速的電撃作戦行動と、而も正當なる権利行使として之が無血解決を完遂する迄、即ち一九三三年より一九三九年前半に亘つての外交政策を、著者の學問的良心と大獨逸國への熱烈なる愛情とを以て論述解明した事は、多くの者が獨逸今日の發展的過程と共に論據とを把握せんと渴望して居る現状よ

ま べ が き



234
L87

297

まへがき

り見て正に快的の著作なりと信する者である。
獨逸の此の躍進的増強は愈々靜止する事を知らず、而も從來の無血作戦は波蘭分割作戦を契機として遂に武力
に依る第二次歐羅巴大戦に變貌し、英佛民主主義國家群を目標とする同國々連の將來は全く逆賄を許さざるもの
あり、現に本書譯出中にも獨逸を中心とする歐羅巴情勢は日と共に渾沌複雜化し、世界は舉げて破壊と秩序とに
民族死活の運命を賭けて戦ひつゝある状態である。此の歐羅巴新秩序建設を最高指標とする今第二次大戦勃發の
眞の原因と複雜怪奇と言はる、歐羅巴外交の謎の扉は本書を通じて始めて開かれるのであるまいか。茲に本書
を譯出して關係著一般の参考に資せんとする次第である。

康徳七年三月十日 日本陸軍紀念日當日

譯者 小松敏男記之

298

著書序言

一九三三年より一九三九年に至る獨逸外交政策を公けにすることは別に理由がある譯ではなく、況んや何等辯明する必要はないのである。唯此の六ヶ年間の事象が餘りにも大掛りであつた爲めに凡ての人が此の経緯と更に内部の相互關係の映像を把握したい欲望を感じてゐると思ふだけである。

本書は即ち此の欲望に應へんとするものであつて、著者は凡ゆる學問的要求に應する最後的叙述は今日未だ克く爲し得るものでないことを充分に知つてゐる。此のことは事件との間に時間的間隔が出来て始めて可能であり、又外務省の公文書や要人達の追憶や書翰が發表されて始めて可能となるであらう。之等は凡て未だ自由に入手出来ないのである。従つて茲に記述する所は一般周知の事實と既に發表された資料や條約や交換公文や指導的政治家の所信や演説のみを根據としたものである。それ故後に至ると共に補遺や訂正を要すべきものが多々見出されるることは確かであらう。

然しながら運命的な此の數年間の映像を今誰かんとする試みが無駄であるとの批判を受ける筈はないと思ふのである。決定的な事件こそ満光を浴びて大衆の前に演ぜられ、進展の大道は慧眼の士には最も明に映じてゐる筈である。若し後日貴重なる資料を得て個々の問題の解明に貢献し得ることがあつたとすれば、今日敢てした叙述が其の大綱と本質と於て將來の判決に及格し得るものと希望してゐるのである。

著書序言

REEL No. A-0324

192

アジア歴史資料センター

即ち此の数年間外國の政治家や各國新聞は獨逸が國際法を侵犯し又義務として締結した條約を破棄した等の非難を終始提起し此の非難に對し無數の獨逸人は重大なる侮辱を感じてゐるのである。

世界大戰後管の敵國が國際法を濫用したが爲めに、其の神聖と拘束力とに對する信念が動搖を來したとは云へ獨逸に於ては之が遵守を道德的義務となし又國際關係に渾沌狀態の立ることを許さる國際法が儼然として存在し又存在しなければならぬといふ意識が残つてゐるのである。

勿論巴里キ詩府に於て發表されたものとは多くの點に於て相違する此の國際法は常に獨逸の承認する所であるにも拘らず今日尚正當な理由を以て古典的國際法として認められてゐる法律である。獨逸は自國生存の闘争斯くの如く本書の持つ第二の使命は、獨逸が根據に於て非道徳的且違法のヴェルサイユ條約を無視したのも、たのも、國境の彼方に居住する獨逸同胞の蹂躪された民族自決権發動に援助を與へたのも、墺太利やズデーテ其の國防主權を再建したのも、佛蘭西に依つて破棄されたライン保障條約の無効を宣言してライン地方を占領し、地方や、メーメル地方を再び合併したのも、チエコスロバキアの火災を未然に防止し、一千年に亘り獨逸

の領土たりしほヘミア及モラヴィアを其の保護下に置いたのも、何れも獨逸が自らの權利行使したことを立證するに在つたのである。

何れの獨逸人も法律侵害の非難に口を絶する必要はない。苦節十五年、此の間に加へられた不正と暴力とに對して告訴し得るのは唯獨逸のみである。然しながら獨逸は正義の武器を執つて自國の誕生を開ひ取つたのであり、一つの汚點も其の名譽の栄を汚しはしなかつたのである。

獨逸國民及獨逸國家の歴史と此の範囲内に於て、顯著な意義を有する此の最後の時代の歴史を知り之を理解することは全獨逸人の義務であるとすれば、其の指導者の行動の合法性を確信し、此の合法性に疑惑を生じた場合之が擁護の爲めに開ふこととそれに劣らざる義務なのである。

| 第一章 防衛 | |
|-------------------------|--------------|
| 一、十字軍復讐 | 二、軍備縮少會議 |
| 三、一九三三年五月十七日のヒットラー總統の演説 | 四、中華人民國協定 |
| 五、國防廳設立 | 六、東部の安寧確保 |
| 第二章 國防主權を繞つて | |
| 七、新包圍政策 | 八、獨・佛間に立つ伊太利 |
| 九、軍備縮少再交渉 | 一〇、ザトル地元の復讐 |
| 一一、一九三五年三月十六日—國防軍の再建 | 一二、ストレーナーと蘇聯 |
| 一三、ニチオビア聯軍 | 一四、佛ソ相互援助條約 |
| 一五、一九三六年三月七日—ロカルノ條約廢棄宣言 | |
| 目 次 | |

一一一 300

REEL No. A-0324

0194

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0324

195

アジア歴史資料センター

ナチス・獨逸外交政策論

一六、獨逸の和平案と西歐諸國協定

一七、獨逸の割據確立

一八、世界大戰責任を説明

一九、中立義弟諸國

二〇、西班牙内戦

二一、獨・伊連絡と獨・伊・日三角關係

二二、捷・太・利

二三、チエッコの支離下に在るズデーテン地方

二四、解放されたズデーテン地方

二五、アングロ・ソクソン諸國

二六、一九三八年十二月六日の巴里聲明

二七、東進政策問題

二八、ボヘミア及モラヴィアの保護領化

二九、包圍政策再現

三〇、メーメル地力

三一、植民地要求問題

三二、獨逸の經た道

11

301

第一章 防衛

一、十字軍危機

一九三三年一月三十日を期して断行された獨逸に於ける政治的變動が外國に於て大きな不安を惹起したのは當然不可避のことであった。一九一九年以來歐羅巴と更に全國家世界とを支配してきた政治組織はヴエルサイユ條約に依つて確定され獨逸の弱點及無法律の上に打ち破られてゐたのであるが、今や變革に依つて新獨逸が誕生しそがヴエルサイユ體制の綱維離脱を目標としてゐたことは毫も疑問の餘地なき所である。獨逸は眞に主權を有し國防力を備ふる一國家を再建せんが爲め其の全勢力を傾倒し之に依り現行制度の用益者達は脅威の念を抱く外はなかつたのであるが、彼等が獨逸の新政體樹立を、自己の利害を危機に頻せしめんとする爲した以上それは明白なことであつた、加るに彼等は其の利害維持を権利と正義の保持と同一視し世界平和はヴエルサイユ條約に依つて保障されたものであると看做してゐたのである。彼等は當然此の権利を有するものであると思考したばかりでなく新興獨逸に對し公然の敵性を以て相對するの義務を有するものと思惟してゐたのである。

加之右と同じ意味に於ける第二の事情が生じたのである。即ち新獨逸(ナチス)は立法及行政の制定に當つて

マルクス主義や民主主義的諸政黨反対の態度を持し、之が存續は第三帝國の基本的觀念に矛盾するものであると

第一章 防衛

したのである。ワイマール體制共和國の猶太人に對する態度も亦此の思想と相容れぬものであつた。右諸黨の絶滅など之等黨員の輿論に與へる影響の排除並對猶太人措置は外國に於て正に驚くべき反獨逸的激動を惹起したのである。之に從事したのは時局轉換策の犠牲になつた猶太人と更に民主主義及マルクス主義を信奉する同分子とであつた。彼等は廣汎なる連絡網と反獨逸宣傳手段とを殆ど無限に近く有する國際猶太人に依つて操縦されてゐるのである。此の際明に意識された點は之が獨逸猶太人の運命に關する問題であるのみならず寧ろ猶太人の勢力及支配から離脱せんとする獨逸の試みが若し奏效した暁には多數否全國の模範ともなるべき強力且世界史上未だるものなく政治的並民族的動機から發展した此の煽動は當て獨逸の敵國たりし諸國政府に依り計畫的に促進されれたものである。此の煽動が彼等の目的にのみ利用されたこと及特に列國自らの利益から出た淺薄な考へよりも甚嚴重な迫害を受くる者への同情を喚起する方が效果的であつたといふことは明白であつた。

此の計算は正に適中したのである。憎惡の波濤は獨逸に向けられ旬日ならずして歐羅には勿論亞米利加に迄反實際行動を探るべき時期の到来するであらうことは容易に豫想出来ることであつた。

獨逸軍の氣運が漲り、世界の輿論は雖然として干渉を要求し、總ては自ら望んだ此の要求を恃んで各國政府が新世界戦争が必至であるかに思はれ、否戦争の勃發は既に決定的であつた。而も之は孤立無援、無裝備且ヴェルサイユ條約により兵數僅か十萬を有するに過ぎなかつた獨逸の完全粉碎に依り終結を告げ得たのである。

此の時に當つて五月十七日議會が招集されアドルフ・ヒツトラーは獨逸宰相として初の外交演説を行つたのである。極度に緊迫した世界情勢に直面し且獨逸に負はされた脅威の前で彼の演説は勢頭より最大の意義を有するものであつた。之は新首相の就任に際して行はるる様な多少自由な外交政策の解明に止まるものではなく又發言者や其の協力者に對する和平意思の保障を以て満足すべきものでもなかつた。斯かる言明は假令正しくとも祝賀を集めるものでない。ヴエルサイユ體制の受益者達や猶太人愛好者やマルクス主義信奉者達は之を唾棄し更新し新しく煽動的な演説を以て議場を壓したのであらう。憎念は増大し戦争行為に訴ふる直接の動機を提供したであらう。

ヒツトラー首相の演説はこれ以上のものを與へねばならず、事實之れ以上のものを與へたのである。即ち彼は軍縮の思想を認め之が實現の實際的可能性を指示したのであつた。

二、軍 備 縮 少 會 議

一九三二年一月二日以來、毒府に於て軍縮會議が開催された。此の招集は國際聯盟規約第八條に基き行はれたもので、此の規定に依れば「聯盟國は平和維持の爲には其の軍備を國の安全及協同動作を以てする國際義務の強制に支障なき最低限度迄縮少するの必要あることを承認す」と云ふのである。更に獨逸の戰爭相手國は「各國の一般軍備制限の開始を可能ならしむる爲」に獨逸の武装解除を實施する旨の聲明をヴエルサイユ條約第五編の序

旨に挿入して自らも軍備縮少の義務ありと爲したのであるが、此の義務に違反して十二ヶ年の歳月を空費したのである。即ち一九二六年五月二十八日軍備縮少準備委員会の招集を決定する迄には之が豫備交渉に六ヶ年以上を経過し、次いで將來の會議に上程せらるべき縮少案に關し意見の一致を見る迄には更に六ヶ年の歳月を費したのである。而も本案たるや凡て協定に用ひらるべき基本案とは別個のものであつて、本來の目的は中歐諸國、特に獨逸に對する依然的抑壓に外ならなかつたのである。即ち他の條文の山に際れて見る最も短い第五十三條は、舊來の條約により既に軍備縮少を規定せる國は其の條約に従ふべき旨の規定を定めてゐる。換言すれば獨逸アノン(Forlinon)の諸條約による制限が適用され、而も之等の制限に對しては自發的に同意を與へざるを得ないが故である。而も他の諸國に對しては原則的には軍備を縮少すべきことを規定してはゐたが、然し其の數量を明示せず専ら之を會議の決定に委ねたのである。

之等の諸條件に對しては當然承認し得ざるものであつたにも拘らず獨逸政府は會議參加の用意をさへ有してゐた。然かのみならずブリューニング(Briining)首相は其の開會式に參列し、二月九日平和主義的思想によつて

其され最も廣く歓迎された聲明書を發表し、且獨逸使節として前記の案を來るべき交渉の基礎としては認められ其の特として認むるとして珍奇な文句を弄した決議に同意せしめたのである。斯くの如く其の交渉が最初より獨逸にとつて極めて不利な方向を取つたことは殆ど不可避のものであつたのである。然るに五月三十日のア

リューニング内閣瓦壊とノイラーート男(Neuerath)を外相とするペーベン(Papen)新内閣の成立に依つて始めて方向の轉換が實現し、同内閣は與へられた新訓令に基き獨逸代表は從來の態度を變更し、特に七月二十三日會議が夏季休暇に入ると共に、從來の結果を總括して決議を行ふに當つては獨逸の平等権を承認すべしとの要求を提出し、然して之が否決せらるるに於ては今後會議に參加せぬとの通告を爲したのである。

此の聲明を行つた結果先づ長期外交々渉となり其の擡句漸くにして十二月十一日シュライヘル大將(Schleier)内閣施政當時の獨逸を一方とし、佛蘭西、英吉利及伊太利を他方とする雙方間に聲明が成立し「獨逸及共の他平和條約により軍備を縮少したる諸國に對しては全ての國に安全を與ふべき組織を以て平等の權利を附與すべし」と爲し、其の平等権を適用すべき種類及方法に關しては會議の席上附議することゝし、同時に獨逸は同會議に參加する用意を有してゐたのである。

此の協定が明瞭性を欠いてゐたことは明かである。成る程本協定は獨逸の要求を認めはしたが、然し之が實現を凡ての國の安全如何に依存せしめ、他方之が實際的調整を會議に委託することゝしたのである。佛蘭西が自國の無條件優越性が維持される場合にのみ、其の安全は保障せらるゝものであるとの見解を固持してゐることは容易に想像出來たのである。同様に佛蘭西が其の同盟國や屬領の援助を受け且其の代表によつて巧妙に支配せらるゝ國際聯盟の手を以つて今後の會議の交渉を決定的に左右するであらうことも豫想出來たのである。果して十一月十一日アヴァス通信(Agence Havas)は、獨逸の平等権は單なる目的であつて、出發點ではないといふことを

味するものであることは認めぬ譯には行かなかつた。獨逸の戦略的地位は好轉したのである。然し具體的な決定は未だ實現を見なかつたのである。

一九三三年二月一日會議は再開され、今回はエリオ佛蘭西首相に依つて起案された軍備縮少案が討議された。

同案は建設案（plan constructif）と稱せられたにも拘らず何等建設的思潮を包含せず單なるニルサイユ體制の維持に吸々たるものであり、而も之には國際聯盟特有な無益な討論が結びついてゐたのである。オーデン氏を代表とする英吉利も反對の態度を持ち、會議決裂の不可避の瞬間が迫つてゐたのである。

三月十六日マクドナルド英首相は新軍縮案を提出したが、之は歐羅巴大陸に關して具體的數字を擧げた點に特徴を有するものであり、之に依つて一方には陸・海・空軍力が確定され他方には砲の最高口徑、戰車の重量等に

例外として十二ヶ月迄延長することを得る旨の提案が爲され、更に同案の運用を監督すべき常設軍備縮少委員會の設置を提案したのである。

同案は獨逸にとり不都合なものであつた。成る程之はヴエルサイユ條約の軍備撤廢規定並に其の他の平和條約の規定を廢棄したものではある、然し獨逸に與へた兵力は他の列國と聊も均衡を保つものではなく又其の人口及天然資源に適應したものでは全くなかつたのである。具體的三の數字を引用すれば充分であらう。即ち獨逸は

陸軍二十萬を有することとなつた。佛蘭西は之に反し本國二十萬、植民地二十萬の兵力を保有するに決したのである。之等は戰時の際時を移さず歐羅巴へ輸送され得る爲め最初から獨逸の二倍以上の常備軍を具ふることとなつた譯である。又人口値が獨逸の半分たる波蘭も同様二十萬の兵力を有することとなつた。然して一九三三年の波蘭、白耳義及小協國を網羅する佛蘭西總同盟體制を回顧すれば佛蘭西側には合計百二萬五千人の兵力が生れ、獨逸は僅か其の五分の一の兵力を以て對抗し得るのみとなるのである。

更に極端なのは空軍の不平等である。即ち佛蘭西は五百機、白耳義百五十機、波蘭一百機、小協國三國五百五十機を保有し、又バルチック海沿岸諸國すら各五十機を有するに拘らず獨逸は唯の一機も保有を許されなかつたのである。海軍力についても殆ど同様である。大海軍に關しては一九三三年一月六日のワシントン條約及一九三〇年四月二十二日のロンドン條約に依り各國相互間の兵力量が規定され、又或る種の質的制限が提示され今日尙效力を有してゐるが、獨逸に對してはヴエルサイユ條約の規定が本質的には尙適用さるべきものであつた。

マグダナルド案は獨逸にとり何としても承服し得ないものであつたのである。

三、一九三三年五月十七日のヒツラー總統の演説

ヒツラー總統は世界の不安と獨逸の苦惱の責はヴエルサイユ條約に在る爲し、同條約の植民地規定の非理、不均衡、賠償の自殺的不合理、史上未曾有の軍備擴張、全世界を脅威する共産主義の危険に就いて述べ、獨逸復

興のプログラムを開陳してヴェルサイユ條約の修正を要求し、同時に歐羅巴戦争平和的解決の必然性を強調したのである。

き愛と忠誠とを以て我が國民性を信奉し他國と雖も其の國民の権利を尊重し且衷心より平和と親善の裡に生きんことを希望する。従つて我々は「ゲルマン化」(Germanisierung)の概念を認めるものではないが我が民族を壓迫せんとする凡ての試みに對しては斷乎て之に對抗するものである」と。

ノ條約 (Locarno) 及ケロッグ案 (Kellogg-Briand) に依り生ずる凡ての義務を履行し、更に又不侵略條約參加力を永久に持續せしめんとするが如き條約の調印を強制せらるべきではないであらうと說いたのである。独逸はヴェルサイユ條約の調印、國際聯盟への加入、ロカル安全要求の権利は無防備、無裝備の事實其の物より發生するものであり、勿論如何なる事情に因つても独逸の無拘束演説の核心を爲し且つアドルフ・ヒットラー最初の外交上の大成果を齎らした聲明即ち独逸はマクドナルド英首相の軍縮案を承認する用意を有すとの聲明に言及し、勿論右は個々の問題に關しては留保すべき點あるであつたのである。

此の用意が重要であつた。ヒットラー總統の一般政綱の開陳が如何に明瞭であり、特に帝國主義否認が儼然として存在し、同時に歐洲の政治的に關しては或る根本的な新味が陳述されたにしても、マクドナルド案を承認すべき彼の直接の效果は實現されなかつたのである。之は独逸の平和愛にとつて飽く反駁の餘地なき證據を示したものである。夫れは独逸が攻撃戦の凡ての可能性を奪はれ、唯局限的保障の範囲内に於てのみ防禦を爲すべき一個の國防制度に屈服することとなつたからである。斯くして心理的に十字軍思想を之れ以上繼續することは不可能となり、獨逸が蒙つた抑壓は一撃の下に排除せらるゝに至つたのである。

同時に又之には或る重大な冒險が結び付いてゐることを見逃してはならない。若し他の列強就中佛蘭西が獨逸と妥協し又獨逸の要求を何等留保することなく今後妥協することなく承認したとすれば、獨逸の軍備は茲當分は其の隣國佛蘭西及他の假想敵國よりも遙かに低い地位に置かれたに相違ない。而も之はヴェルサイユ條約に依つて強制されたものとは異つて居り、それは獨逸の自由意思的決意から生れたものであり、獨逸は之に拘束せられ一方的に之より離脱することは出來なかつたであらう。

を始めることが出来たのである。尤も現下の危機は排除されてゐたのであるが。

事實五月十七日の演説は所期の效果を達成することが出来た。確に佛蘭西新聞及多數の佛蘭西政治家はヒット

を抹殺せんと試みたのである。然し其の目的を達成することは出来なかつた、即ち此の反響は猛烈に強烈であり且確信に満ちてゐたからである。之は英國新聞に於て特に著しいものであった。常に獨逸に對し不信任、敵性の態度を採つてゐた新聞で、自ら獨逸の平和愛に對する證左が齎されたことを認めざるを得なかつたのである。

此の反響は先づ軍縮會議にて發現し、労働黨の知名なる代議士であり且マクドナルドの片腕たるヘンダーソン議長は五月十九日の委員会席上ヒットラーの演説により、獨逸は自國の軍備擴張に依らずして他國の軍備縮少を主張せしむることは正當でもなく將又貿易でもないと爲し、唯佛蘭西代表ボール・ボンクール氏(Paul-Boncour)丈は其の翌日之を難詰したが、彼の慎重及遠慮の精神に依り別の窮屈な譯を出しざるゝに至つたのである。斯くて十字軍の危機は一掃され、ヒットラー總統の演説は其の目的を達成したのであつた。

四、中幕——四ヶ國協定

五月二十三日の會議に於けるボール・ボンクール氏の登場は佛蘭西新聞界の態度と同様佛蘭西が獨逸の申出を承認する意圖を有することを示したものである。總て佛蘭西は獨逸に對する古芝居を續けやうと考へてゐたことが判明した、然し此の彼の行動が全力を傾倒し得る迄には直接には何等實際的結果を齎さなかつたが然、其れにも拘らず非常な興味を喚起した一中幕が演ぜられたのである。即ち此處では一方に於て再び大戰後に於けるが如く獨逸を抑壓し又有效なる歐羅巴諸國との協調を妨害せんとする佛蘭西の策略が露見し、他方に於ては五年後他の形式(ミュンヘン協定)を以て最大の危機を排除し、斯くて歐羅巴に新大戰の勃發の防衛に貢献した新思想が此の中幕の中に現れたのである。

一九三二年十月二十三日既にムッソリニ首相はトリノ(Turin)の演説に於て多數の國家が參加し、之に容喙する國際聯盟に依らずして西歐四大列國のみの協力に依つて歐羅巴の眞の平和を期待すると言明した。即ち獨逸、英吉利、佛蘭西及伊太利は相互に意思の疏通を圖り諸歴案の調整に着手すべきであると爲したのである。之は發案者に鑑みても將又大戰後世界に危害を與ふるものとして見捨てられ、其の不完全性が年と共に明瞭となつた歴史的所産たる國際聯盟を排斥した點より見ても注目に値する思想であつた。ムッソリニ首相が誕生せしめんとするのは正しく新使命と新形式とを持ち更にソ聯を除外した列強の協調其の物であつたのである。獨逸

ムツソリーニは飽く迄自己の計略を固執し、一九三三年三月十八日マクドナルド英國首相が外相サイモン卿を帶同して羅馬を訪問したとき、ムツソリーニは「西歐四列強間の諒解並協力」に

之は僅か六ヶ條の短いもので、而も最後の一ヶ條は純形式的規定であり批准と條約の國際聯盟事務局登録の件平和の維持を目的と定め、政治的共同線を追求することに依つて歐羅巴内外殊に植民地問題解決の爲め努力すべきことを述べ、第二條は國際的紛争を惹起するが如き平和條約は國際聯盟規約の範圍内に於て改訂すべきであるといふ原則を提示し、更に第三條は軍縮會議が失敗に歸したる場合は、獨逸の爲めに認められた平等權を實際的に有效ならしむべきことが確定され、而も此の平等權は外交上の手段に依り四列強間に於て妥結さるべきことである。

斯くて交渉が開始され、伊太利は既に三月二十二日を提示したのである

平和條約改訂並獨逸平等權を確保すべき案を明かにしたのである。然るに四月英吉利は四月一日本質的

右覺書は佛蘭西の諒解なくしては作成提出し得るものでなかつたことを忘却してはならない。之はそれ自體蓋然性を持ち又四月十日佛蘭西が覺書と反對案とを手交したが之は白耳義の思想と結び付き且四列強は四國間に妥結された協定を他國に強要し得ると考へ之を金圖すべきではない旨を強調した事に依つても充分信せられることである、決議が單に四列強のみに關するものでない以上、諸協定を國際聯盟理事會若くは總會に上程して之を決すべき義務ありとし、更に國際聯盟の規約より或る條項を勝手に取り上げ其の實現のみを議することは許されざるものと爲し、國際聯盟規約は有機的全體を爲すものであつて、若し條約改訂を規定せる第十九條を表面に持ち出さんとすれば、國際聯盟加入國の地位を保障する第十條と同じく加入國に對して加へらるゝ凡ての攻撃に對し共同して防衛すべき義務の第十六條とに同様の尊敬を拂はなければならぬ。然して獨逸の平等權に關しては一九三三年十二月十一日の協定よりして凡ての國の安全なる範圍内に於てのみ實現せらるべきであり又何れの場合に於ても軍備擴張を行ふべきではないことが強調され、最後に伊太利の見解は歐羅巴の經濟復興に言及することに

佛蘭西の覺書が伊太利案の基礎を骨抜きにする肚を有してゐたことは一目明瞭である。四列強會議の意思表示が國際聯盟の諸機關に依る確認に委ねべきである限り右會議は全然無價値なものとなる譯である。改訂思想が現する平等權もヴエルサイユ條約に依つて獨逸が強要されたと同じ程度に恣意で高度に軍備を擴張した諸國が引下される様なことが眞面目に考へられない以上無に等しい譯である。最後に、茲に突如經濟問題が表面化した場合には方向轉換を意味するものであることは明かである。

佛蘭西の態度を判断する爲め尚一つの確證が必要であるとすれば之は佛蘭西が白耳義政府に宛てゝ送つた通告文を見ればいい。即ち佛蘭西曰は之が白耳義の覺書と完全に一致することを強調したのである。加之小協商國も其の間活動を始め既に三月二十五日の公文書を以て伊太利案反對を表明したが、之は佛蘭西の煽動と同意を前提としたものであることは間違ひない所である。換言すれば佛蘭西の同盟國が計畫的効貢を企圖してゐたと假定しても誤りないのであらう。即ち五月三十日ブラークに於て小協商國會議が招集され、再び右の覺書に關しては反對由に扱はるゝ危険を包蔵するものであり、此の意味に於て妥結された合意は國際法にも矛盾し又國際聯盟規約に依つて他の凡ての國に與へられた諸權利にも矛盾するものである。之とは無關係に佛蘭西は從前の條約に依り小協商國に對し條約改訂の凡ゆる試みに反対の保障を與へてゐたのである。従つて四ヶ國協定なるものは直接的にも間接的にも限度の修正を目的とすることは出来ない。但し四ヶ國自體に關する事項に限定する協定に對しては小協商國より何等異議を唱へることは出來ないと云ふのである。

此の數週間に四ヶ國間で行はれた外交々渉に關しては何等發表されてゐない。然し實質的には佛蘭西の意思が貫徹された結果となつたのである。然ばに何故に佛蘭西が之に成功し、他の國就中伊太利が空文化した協定に何故承認せんとしたか。此の問題の回答は極めて明瞭である、即ち佛蘭西をして其の全政治的努力に根本的に矛盾するやうな協定を締結せしむる可能性がなかつたからであり、従つて協定が其の目的を達する爲めには佛蘭西に従はなければならなかつたからである。伊太利としては然し四ヶ國會議に於て假令詰まらぬものでも更に角最初の段階に到達する爲めには之は明に願つてもないことを考へたのである。

事實六月七日羅馬に於て四ヶ國代表に依り調印された協定は各價値で最も空虚なものとなつてゐた。即ち伊太利の原案にはくどい前書きが書き立てゝあり、四列強は國際聯盟規約に拘束せらるべきことを強調し、個々の實際規定に關しては伊太利案は殆ど認められなかつたのである。第一條は佛蘭西と共に同盟國の希望を容れて締約國の行為は當該國關係の問題のみに限定し、其の協力は國際聯盟の範圍内に於て行ふことゝし、第二條は四ヶ國の目的が平和條約改訂に在ることと之を無視して享る國際聯盟規約第十、十六及十九條を有效に實施する爲めの考慮を拂ふべき義務を負担することゝしたのである——第十條及第十六條の維持が第十九條の實現を不可能ならしむることは論を俟たない所である。第三條は獨逸の平等權には全然觸れず、僅に軍縮會議の事業を促進せしめ若

しに依つて解決を見なかつた問題にして直接四ヶ国に關するものについては四ヶ国間で検討すべきことを規定したのみである。従つて伊太利の原案中に規定せられたブルガリア、埃太利及洪牙利の國防恢復は無駄となつたのである、最後に第四條は歐羅巴及歐羅巴外の全ての問題に關する共同政策については一言も言及せず、唯經濟問題處理に関する締約國の協調を重視したのみであつた。

斯くして佛蘭西のみが黃書を發表して、伊太利原案より本協定に至る迄の経過を述べ且之に公文書に添付し六

月七日及八日付を以て三小協商國並波蘭政府宛送付したことは右の事情より見れば強ち驚くべきことではないのである。佛蘭西は此の公文書に於て同國の政策は新協定の爲め何等の變更を來たるものではないことを彼等小商國に對し保障したのである。特に國際聯盟規約第十九條に依る修正手續は國際聯盟總會の全會一致の決議に基いてのみ爲さること即ち關係國の同意を以てのみ爲さるものであることを固執したのであつた。佛蘭西が此の黃書の發表に依つて凱歌を世界に唱へた印象は重大なものであつた、而して歐羅巴の和平に貢献すべき工作が挫折したことは認めねわけには行かなかつたのである。

羅馬協定は結局署名された。然しそれは調印もされず批准もされず今日迄效力を發しなかつたのである。其の後幾もなくして獨逸は國際聯盟より脱退し、それが爲め協定の形式的條件は無効となり、又實質的にも骨抜きとなり、空文化した今日何れの關係國も最早や之に關心を持つ必要はなくなつた譯である。斯くして右の協定を繞る交渉は中暮に過ぎず、就中佛蘭西の政策が明にされた點に其の價値を有するのであつた。ムツソリニ首

相の根本思想は、實際に物を云はなかつたにせよ、依然命脈を保つてゐた譯である。

五、國際聯盟脫退

軍縮會議は一九三三年六月二十九日のマクドナルド案射議後夏季期間中休會することとなつた。此の餘暇を利用して佛蘭西の政治家は英、米兩國と密談を交はし、同時に佛蘭西の新聞もマクドナルド案を有利ならしむる爲め世界の輿論を牛耳らうと企てたのである。即ちマクドナルド案は直ちに效力を生ずることはあり得ないし、獨逸を支配してゐる戰時氣分に遭つては、先づ四ヶ年の猶豫期間が設けられねばならぬ、此の期限滿了後始めて其の安全を脅かさる、諸國は軍縮を開始すべきであり、軍備狀態を自動且週期的に行ふべき統制機關も亦必要であり、之に依つて決定された違反に對しては悉く罰則を適用すると云ふのである。

此の提案はマクドナルド案を忌避するに等しく、獨逸の承認し得ないことは勿論である。獨逸は裝備不充分ではあるが然し訓練の精到な國防軍を有してゐたのである、然るに之を解散して數的には二倍となつたが、之は同様裝備不充分且在營期間の短縮の爲め却て軍備の劣勢を來たすべき軍隊を以て之に代へたのである。然るに他の諸國は獨逸の弱化が具體化する迄即ち四ヶ年間乃至それ以上の期間を待ち、此の上で始めて軍備の縮少を實施しようといふのである。而も此の義務を忠實に履行し且其の間に生じた政情の變化を理由にして其の義務を免れんとするに對し何等の保障も與へられてゐなかつたのである。斯かる事情よりして他の諸國は此の四年の猶豫期

開前に軍備は無制限となり、監督すべき相手もないことで軍備監督は獨逸に對してのみ行はれるものであることは明かであつた。

一八

從つて獨逸は對してのみ適用せらるべきとなつたのである。從つて獨逸に聯合國側の軍事委員が駐在してゐた當時の屈辱極まる狀態が再現した譯で之に對してはワイマール獨逸ですら反対し、國際聯盟加入と共に之は除去されたのである。然るに第三帝國が誕生すると共に新たに之に同意する様要求されたのであるが、到底之が問題となり得ないことは言ふ迄もないとあつた。

以上の通り交渉が停頓してゐる間に國際聯盟は九月二十五日第十四回総會を招集したのである。參加國の全席度や幾多の意見開陳に依つて獨逸に對する敵性が再び熾烈となつたことが看取されたが、之は少數民族問題を取扱つた第六委員會の審議の際特に強く現れたのである。

理事会は五月に早くも上部シレジアに於ける猶太人取扱問題に言及し、六月六日には獨逸により極めて不利な報告を採擇したのである。據て第六委員會はペランシュ(Berlangen)評議員委員長の下に再び猶太人問題を取り上げ、獨逸政府に干渉を加ふべく此の機會を利用したのである。

協定は別として、法律的には獨逸は毫も少數民族條約の拘束を受くるものではなく、更に猶太人問題に關しては猶太人が技術的意味に於て何等少數民族たるものでなく、それ丈獨逸は行動の自由を有してゐた譯である。反対して終始之を拒否した國際聯盟が満趣にも獨逸を裁判に附さうとしたのは不遜極まる屈辱を意味するものであつた。之は委員會が佛蘭西の勵議を議事日程として取上げ、

何等條約の拘束を受けない諸國に對しても其の少數民族を「公平且寛容に」取扱ふことを放棄せしむるものではなかつたのである。此の勵議は獨逸代表の反対に遭つた爲め國際聯盟の決議に必要な全會一致を見ることは出来なかつたが然しそれを繕る交渉は獨逸反対者に對し煽動的效果を齎すに至つたのである。

總て軍縮會議再開の日が到來した。其の直前の十月七日、英吉利及伊太利政府は依然マクドナルド案を固執し、獨逸國防軍の代りに短期現役兵力二十萬の軍隊を置かんとしてゐたことが明となつたのである。彼等の見解によれば獨逸の軍隊は最初より他の諸國が保有せんとすると同じ防禦武器を備ふべしとするのが同案の精神であつたのである。従つて獨逸は所謂攻撃武器即ち重砲、重戦車等の保有に對する要求は全然提出しなかつたのであつた。之に對して、佛蘭西のダラデニ首相(Daladier)は十月八日の議會に於て獨逸が何れは破壊されなければならぬ高價な武器を何故に製造せんとするのか諒解に苦しむ所であると宣言したことは大に注目すべきことである。翌十月九日英吉利内閣は佛蘭西の見解を支持する様サイモン卿に訓令を發したと云ふことである。

捷て軍縮會議は再會され、早くも豫備會議に於て英吉利、佛蘭西及亞米利加合衆國は共同戰線を離脱する形勢となり、十月十四日の會議に於てサイモン卿は之を公然たらしむべく諸國政府との商議中種々の點で英吉利案を全面的に修正する必要が生じたと聲明し、續いて一般的軍備縮少を實施する爲め八ヶ年の期間を設くことを提議し、併せて軍備縮少は各國の安全が確保せらるゝ範圍内に於てのみ實施せらるべきであると強調し、又軍縮は順序を追つて行はるべきであり、之が監督の爲め監督機關を創設すべしと爲し、之れ以上については曖昧なる旨

廻しに耽り、佛蘭西案に調子を合せたのであつた。特に彼は再軍備は何れの國に對しても問題とはならぬとして増加せしむることは認めなければならないまゝ。此の點軍隊が他の國と同等の防禦武器を保有せんとする獨逸當然の要求に關しては彼は沈黙を守り、更に各國は新兵器を保有すべきでないとする佛蘭西ダラデニ首相の考へと結び付け之を強調した結果紛糾を醸成するに至つたのである。

斯くてサイモン卿の演説に依つて英佛兩國はマクドナルド案を抛棄し且獨逸に對しては何等確乎たる基礎もなく新に交渉を始める様要求せんとしてゐたことが明瞭に結論され、而も此の交渉の最後に於て獨逸の平等權を今後更に留保し從來の如く差別的地位に殘置せんとするが如き英佛共同軍縮案を提出するものゝ如くであつたのである。之に對し獨逸は唯一つの回答を送つたのである。

尙同十月十四日、獨逸外相フォン・ノイラート男は軍縮會議長ヘンダーソン氏に對し獨逸が會議より脱退する旨を通告したのである。

聯盟宛送達された公文により獨逸は國際聯盟脫退を通告したのである。即ち十月十九日附で同二十一日國際獨逸が斯かる學に出たことは避け得ざる必然性があつた。ヴエルサイユ條約が效力を發生し、國際聯盟が創設されてより、獨逸の戰爭相手國は自ら負つた崇高な軍縮の義務を免れ殆んど十四年間彼等は率先して引受けた

約束の履行を回避し続けてゐたのである。一九三三年十一月一日彼等は明白にではなかつたが又しても獨逸の平等權を認めんとし、一九三三年三月十六日マクドナルド案が生れ、獨逸は遲疑しつゝも之を受諾したのに、彼等は又もや之を逃避した爲め獨逸は最早や之以上の屈辱を忍ぶことは出来なかつたのである。

然し獨逸の決意は、正當であり且必然的のものではあつたが、最初は新な重大危機を惹起したのである。世界の新聞は獨逸が採つた行動の原因を究めずして嚴重抗議を爲し且重大な侮辱を加へたのである。一般の讀者は獨逸が軍縮といふ共同の大事業を無謀にも破壊し、國際聯盟脫退に依つて文明國の共同體より離別したのだといふ印象を受けたのである。今や獨逸は自ら軍備を再整備し、假借なく帝國主義的政策を實践し世界を再び修羅の巷に陥れんとしてゐるのである。

佛蘭西の内閣及參謀本部は獨逸の態度を非議し、獨逸の軍備意圖を未然に防止すべき可能性につき慎重な協議を行つたとの報道は左もあるべきことであつた。斯かる計畫が考慮され又假令短期間否數時間であつても自己の利益を圖らうとしたのは當然であらう。然し佛蘭西は之を實現する決心がつかなかつたのである。當時佛蘭西は内訌を生じ今日以上に亂れてゐたからである。一九三三年五月の左翼黨の勝利はエリオ(Herriot)を首班とする急進社會黨内閣をして政權を掌握せしむることとなつたが多數黨を有せず、社會黨の支持を仰いでゐたのである。右翼派は再び之に反対の態度を探り、財政問題、節約の必要性、官吏俸給切下、軍事費削減問題等を繞つて左右兩黨間に闘争が爆發し、之と同時に社會黨内部に深刻な相割が生じ、遂には分裂を招き、十二月十五日早くも

エリオ内閣は米國戰債利拂に關して議會の拒絕に遭ひ總辭職するに至つたのである。右の問題は佛蘭西が如何に契約に忠實であるかを質證する一例である。之に代つて一九三三年一月グラデ内閣と交代したボンクール内閣が成立したが十月早くも總辭職し、サロー内閣(Sarranc)が之に代つたのである。然るに僅か一ヶ月にして倒れ、ショーダン内閣(Charteneps)が之に代つた。同内閣は一九三四年一月十三日議會の信任投票に成功したが、内閣が誕生したのである。

一年足らずの間に六回もの内閣更迭を行はねばならぬが如きは對外政策的に何等の活動を爲し得るものでは

ない云はねばならぬ。

此の第六次新内閣にあつても内部の相割は續けられ一九三四年一月六日此の相割は内亂の相貌を呈する巴里市街戦に於て其の頂點に達し、新しい基礎に立つ内閣の成立を可能ならしむるに至つたのである。

新内閣は黨依存離脱、公的生活の端正及憲法改正の實現を圖り以て國權の榮化を圖つたのであるが遂に成功を収め得ず、内訌は依然として続いたのである。漸く小康を得て新内閣は前任者より一層積極的な政策を實施し、即ち同盟國との關係を緊密にして新に佛蘭西に協力ある様要請し又廣汎なる反獨戰線の樹立を圖つたのである。

然し一九三三年中の變遷は其儘となり、就中決定的な意義を持つ事態が發生してゐたのである。——獨逸は波蘭と妥協してゐたのである。従つて從來佛蘭西の賭博の最も重要な手の一つであつた波蘭は最早や利用出来なくなつた譯である。

其の結果佛蘭西側は或は誤示的に又或は理解し易い言葉を用ひて機會を逸したこと及獨逸の復興を其の當初に於ける様に抑壓することが出来ないことを殘念がつたのである。之は強ち理解出来ないものでもない。それは極めて原始的で非歴史的な考へから生れたものと云はなければならない。即ち之は性格的にも精神的にも特質を持ち又數的にも強力な獨逸国民を永久に奴隸的地位に置き、又無裝備の境遇に抑壓することが出来る事を前提として出發したものである、而も如何なる手段に依つて此の成果を收め様とするのであらうか、想像に苦しむ所である。一九三三年こそヴェルサイユ體制の不完全さを如實に證明した年である。それにも拘らず新ヴェルサイユ體制を獨逸に強要せんとするのであるが、其の結果は幾年後であれ新しく之に反抗する事がやつて来る丈のことである。

確かに佛蘭西の内部分裂と之に基く外部的脆弱性は獨逸の復興を有利に導いたのである。佛蘭西は之に對して惡辣にも種々の難題を吹きかけたのであるが所詮之を邪魔することは出來なかつたのである。何となれば獨逸復興の根は外國の弱さに在つたではなく自國の内部的強さに在つたからである。

六、東部の安全確保

波蘭國の復興以來獨逸の關係が故意を含んでゐるとは云へないにせよ明に不親善な狀態にあつたことは容易に

想が起出來ることであらう。それは一方には獨逸領が新波蘭領に編入された不可避の結果であり、他方に於ては一九二一年三月二十日の人民投票の結果に背いて上部シレジアの分割を行ひ之が成功を收めるに至つて其の頂點に達したのである。之に依つて獨逸は經濟的に最も権要な地域を奪はれ胴へ數百萬の國民を喪つたのであつた。ダーネヒを経る不斷の軋轢も常に爆發の危機を孕んでゐた。加之獨逸側では國粹民主黨を包括する排外主義者の宣傳に依つて、他日波蘭が東プロシア地方の占領を企圖するに相違ないと懸念があり、一方波蘭に於ては復興独逸が必ずや其の舊領地返還要求を爲すであらうと考へ、斯かる想像に壓迫され波蘭は佛蘭西同盟體制に参加し、獨逸と佛蘭西が紛争を起した場合は波蘭が、又獨逸と波蘭とが紛争を惹起した際は佛蘭西が武器を執つて起つてあらうこととは當然であるやに見えたのである。

斯くて獨逸、波蘭國境は歐羅巴の危險極まる發火點と化するに至り他日戰亂の勃發するのは必定であるかに思はれたのである。之は佛蘭西が一九三一年六月以来不侵略條約折衝に迄進展したソ聯との接近の過程に於て、ワルソー、モスクワ間に橋渡が出来てより最も大きな危険が豫想せらるゝに至つたのである。事實兩隣接國間に一九三二年七月二十五日不侵略條約が締結され、之に依つて獨逸と戰爭狀態に入った場合波蘭の右翼面は安全を確保せらるゝであらうとの思想が濃厚となつたのである。

同時に又波蘭の佛蘭西に對する關係が冷却するに至つたのは勿論である。波蘭は對佛依存政策より離脱して自

主獨立政策の實行に邁進すべきことを認識するに至り之は一九三三年十一月ザレスキス(Zaleskis)に代つてベック大佐(Clerst Beck)が外相となるに及んで愈々顯著となつたのである。周到なる觀察者であれば一九三三年中、獨逸、波蘭關係緩和の可能性に關聯した各種の事件を見逃さなければならないのである。それにも拘らず一九三四年一月二十六日には兩國間に共同聲明の形式に依る取極が成立し、之に依つて兩國關係が新しい基礎の上に立つこととなつたときの意外の感は深刻なものであつた。

右の聲明は、兩國政府は直接相互に諒解を遂げ其の政治關係に新段階を齎らるべき時期の到来せることを認め、斯くて兩國政府は將來之が進展の基礎を確立するに決し、而も兩國間の恒久的平和の維持及保障は延いて歐洲一般の平和確立の本質的前提條件であるとの事實より出發するものであると爲し、従つて兩國は其の關係をケロツグ案に包含された原則の上に樹立する意向を有し且此の原則を獨逸の關係に緊密に適用せんとするものである。但しこの際兩國間の既存の國際的拘束に觸れないものとすると云ふのである。

此の目的を達成する爲め兩國政府は之に關聯する凡ゆる問題につき直接合意を遂げ相互の諒解を得て他の平和的解決方法を講ぜんとするものである。若し必要ある場合には、兩國間既往の協定に規定されたと同じ手續に依り——就中一九二五年十月十六日の仲裁調停條約を意味する——之を適用し、如何なる事情によるも相互に暴力を用ひざることとしたのである。

右の方法に依つて生れた平和保障は未決の政治、經濟及文化の諸問題の利害を公正且安當に調停することによ

に對して福祉を齎すべき善隣關係の樹立とが可能となるであらう。最後に此の聲明は批准せらるべき又不取敢有効期間を十年と定め、期間満了六ヶ月前に廢棄の通告なき場合は將來尚有效なるものと爲したのである。

此の聲明が法律的には何等の斬新味を有するものでなかつた點は特に注目すべきことである。之れなくとも一九三五年十月十六日の仲裁條約並ゆる武力行爲を撲滅した一九二八年八月二十七日のケロツグ條約は拘束力を有し又凡ての懸案を直接協議せんとする用意と雖も波蘭建設以來獨波兩國間に外交關係が存する限り何等事新しいものではないのである。唯全協定から見て從來の非友好關係の代りに友好關係を以てせんとする精神のみが目新しいものであつた。而も此の精神は法律的な公式に依つて表現出来るものではなく從つて協定全體も他の國際條約の如く法律的觀點より之を評價することは出来ない譯である。専ら之は政治的判断に屬するもので、國際生活に於ける友好關係が法律的概念ではなく明瞭な政治的概念である限り親善友好條約と看做すべきものであつた。さればこそ之は友好協定として最初の五年間に其の全效力を發揮し、從つて協定本來の目的が本質的には達成されたことを誤認してはならないのである。勿論獨逸、波蘭間には根本的且決定的な意義を有する未解決の問題は多數存在してゐたが、此の觀點の下に根本的諸問題を遷延せしめ、時間的制限の暫定條約 (modus vivendi)

此の一九三四年一月二十六日締結の協定が獨逸就中東部國境地方に於て種々難多な感情を以て取り上げられたことは隠し得ないことであつた。政治的現象に關しても理性的考量よりも感情的に價值判断しやうとする彼等は仲々容易に事態の新變化に満足しやうとはしなかつたのである。彼等は波蘭人に對し反感憎惡の態度を以て臨み又波蘭國民も指導者も獨逸に對し同様の態度を探ることを前提條件としてゐたのである。更に此の協定は波蘭の支配下に在る獨逸同胞の放棄を内蔵するものであるとの不安があつた。彼等は獨逸は最早や波蘭在住獨逸人の保護を斷念し、波蘭政府に對し獨逸民族壓迫政策の免許狀を附與したも同然であると信じてゐたのである。

此の見解は諒解し得らるゝ所であり、此の見解を代表しても何等不名譽ではなかつた。然しそれにも拘らず之は正しいことではなかつたのである。獨逸は過去に於て在波蘭獨逸人を實際に保護することは出來ず又彼等の利益を圖らうとしたが之も成功しなかつたのである。外交手段を用ひても國際聯盟に提訴しても何等の效果はなかつた。勿論此の失敗はワーマール共和國政府の優柔不斷と弱點と拙策とに大部分責を歸すべきものではあつたが、新興獨逸も武力行使を欲せず又波蘭以外の國をも相手とするが如き戦争を惹起することを欲せざる限り充分の效果は期せられなかつたのである。反之一般的空氣を緩和し對波蘭關係を改善すれば波蘭も親善友好の觀念に従ひ、反獨逸政策も緩和の可能性が期待出来たであらう。此の政策が強化されても聊も懸念する必要はなかつたのである。斯くて冷静且質實的に検討した結果外交政策上波蘭と接近することは斷じて在波蘭獨逸人の地位を悪化せしむるものでないことが明かとなつたのである。最悪の場合に於ても此の狀態は變らなかつたが、妙く其或る限

度改善せらるゝであらうとの希望はない譯ではなかつたのである。事實波蘭は獨逸人国籍権利政策を固執しては來の如く寛大な取扱ひをせず、一九三七年十一月六日には獨逸人の文化的要求に應することを約した協定を締結する用意も有してゐたのである。尤も之は實際的效果は挙げ得なかつたのである。

然して一九三四年一月二十六日の協定は外交政策の分野に重點を置くものであつた。

西政策中最要要割を形成するもので佛蘭西は波蘭と同盟を結び其の兵力を利用する可能性に依つて獨逸を挾撃しが獨波協定の爲め今や其の一翼は無力となり斯くて全佛蘭西體制は瓦壊するに至つたのである。

性質を帶び、獨逸と波蘭とが衝突した場合、ソ、波不侵略條約とは無關係にソ聯が波蘭に代つて行動する可能性も消滅したのであつて、それ丈に此の獨波協定の價値は大きなものであつたのである。更に一月二十六日の此の倒的優位を條件とし凡ての戦争計畫を樹てんとするが佛蘭西の特徴ある考へ方である。波蘭援助に代るべきものが發見出来なくなつた以上佛蘭西の政策はより平穩なそしてより消極的なものとなる外はなく、斯くなれば歐羅巴にとつても就中國內の復興に力を盡す爲め平和を望み否平和を必要とする獨逸の爲めにも歓迎すべきことであつたのである。

第二章 國防主權を繞つて

七、新包圍政策

ブメルグ内閣(Doumergue)が政権を掌握するや外相ルイ・バルツー(Louis Barthou)は直に活動を開始し其の手始めとして波蘭再獲得を企圖し、四月には早くもワルソー及クラカウへ旅行し、お祭験ぎの豪快らしい歓迎を受けたのであつた。然し波蘭側としても友好の約束を差控へた譯ではなかつたが、それでもバルツー外相の目的は達せられなかつたのである。波蘭は自主獨立の外交政策を放棄してまで新に佛蘭西に追従しやう等とは考へてゐなかつたのである。のみならずバルツー外相の波蘭訪問前にはテツシエン問題を繞つてチエツコ・スロヴァキアと激しい軋轢が生じ佛蘭西の調停も遂に失敗に歸したのである。

斯くしてバルツーは何物を得ずして波蘭を去らなければならなかつたが、然し六月ブラーイグとブカレストを訪れて幾分の慰安を得たのである。即ちチエツコ・スロヴァキアと羅馬尼は保護國に忠誠を守り、ユーヨースラヴィアも之を希望してゐた。同國に關する限りバルツーは更に重大にして宏遠な使命を携へ巴里和平會議以來對立狀態に在つた伊太利とユーゴースラヴィアとの接近を圖り、斯くてユーゴースラヴィアの國力を解放し佛蘭西の目的に利用しやうとし、同時に伊太利を獨逸より切り離して佛蘭西陣營に加入せしむる爲めの途を開かうと考へ

へたのである。然し之には廣汎な外交的準備が必要であつた。斯くて六月ベルグランド訪問が計画され、又秋には國王の佛蘭西訪問が約束されたのである。

其の間バルツー外相は極めて重大且有望な新使命即ちソ聯と最後的諒解を遂げんとし、若し之が成功を收めて東部に於ける新同盟國が得らるれば、波蘭に於て失つた以上のものを回復することとなる譯であつた。

佛蘭西は一九三四年十月二十八日西歐諸國中最後の國として漸くソ聯を承認したのであるが、嘗ての同盟國間の友好關係は未だ實現してゐなかつたのである。即ち聯合國陣営からのソ聯の脱退の思ひ出、佛蘭西波蘭同盟、帝政露西亞の負債の不承認等兩國間には幾多の事件が起つたのであつた。空氣が轉換し始めたのは漸く一九三〇年のことであつた。即ち一方に於て波蘭が同盟に押しつけられた佛蘭西の後見に對し漸次反抗の氣勢を増しつゝ、國家體制への再加入を目標とする自國の政策を實行する間に、ラペロ (Rapelle) にて成立した對獨友好關係を越えて西歐諸國と接觸を保つ必要を感じた爲めであり、更に又世界經濟恐慌の爲め重大な打撃を蒙つた獨逸がソ聯にとり殆ど無役のものとなつたからである。

斯くて網は縱横に張り廻ぐられ新しい修好使節として昨日の大臣であり又明日の大臣たる急進社會黨々首エリオが選ばれ、彼は數週間露西亞に旅して之れ迄全然未知であり露西亞語を一語も解しなかつた大臣露西亞に關して著述を爲し、而も之たるや躊躇ばかりの皮相な書であつたが佛蘭西の輿論をソ聯に接近することは出来たのである。斯くて一九三一年六月六日ソ聯の使節が巴里に到着し其の使命は政府の發表に依れば不侵略條約及通商條約の豫備交渉に存するものであつた。佛ソ兩國はケロッグ不戰條約に調印を爲し又兩國間には共通の國境もなく、新なる干渉戦も將又海戦も問題とならなかつた爲め、不侵略條約の締結は戦争防止と云ふより他の種の政治的目的に資せんとするることは明瞭であつたのである。佛蘭西の條約政策の本質から見ても佛ソ條約が一方に於て東部及南部歐羅巴の佛蘭西同盟國と同じ條約をモスクワが締結する爲めの橋渡しを形成せんとするものであり、同時に他方には世界大戰前の關係を復活せんとする目的を有してゐることは既定の事實であつた事實ソ、波不侵略條約は締結され、同時に羅馬尼との交渉はベッサラビヤ問題の爲め不成功に終り今後にも失敗を見るは當然のやうであつた。

然るに、佛蘭西自體は一九三三年十一月二十九日ソ聯と不侵略條約を結ぶと共に佛ソ兩國の政策は共に新局面を開き、之を基礎として兩國の友好關係は愈々明瞭となるに至つたのである。又獨逸に於ける國民社會主義の勝利の結果は獨逸と共産主義露西亞との間に自然且不可避的に乖離を生じ、佛ソは進展に拍車をかけらることになつたのである。之を正式に抑へるものとして現れたのが、英吉利の斡旋に依り一九三四年七月十二日柏林政府に手交された東歐諸國協定に關する佛蘭西の提案である。之は相互に關聯を有する三つの案を包含し、其の第一は相互援助條約であつて、締結國の一國が他國の攻撃を受けた場合他の締約國は直に軍事的援助を爲すべき義務を負ひ、之等の諸國は獨逸、エストニア、芬蘭、ラトヴィア、リスアニア、波蘭、ソ聯及チエツコ・スロヴア

キアを含むものとし、同時に之等締約国は其の他平和が脅かさるゝ場合には會議を招集し、此の際他の列國も招請し得るものとしたのである。従つて本規定が佛蘭西を目標してゐることは明かであつた。更に佛蘭西の東方政策参加については第二の協定に依つて正式に規定されたのであるが、之には佛ソの相互援助義務が規定され、英吉利の補充案に依り獨逸も之に關與することとなつたのである。第三は形式的性質のもので、前記兩協定が國際聯盟加入國としての権利及義務に違反するものでないことを明確にし、ソ聯の國際聯盟加入後に效力を發する旨を規定したものであつた。

之等の提案が非常な搔撻を喚起したのは當然のことである。八ヶ國に及ぶ國家結合は其の間全く利害を一にせす而も東歐諸國に屬せざる芬蘭及チエツコ・ショヴァキア二國があることは全く其の目的に反したものであつた。小國が自國の爲め大國に對し軍事的行動を要求することは不可能であり、又反対に小國は自國の存亡を賭して迄も大國の衝突に干渉することは望めないことである。之は扱て置き獨逸は政治的に何等勢力なく、友好關係も或は利害の共有しない全締約國の爲め何故に相互援助義務を負ふべきものか全く理解出来ないことである。之と同じ問題が波蘭から否八ヶ國夫々の立場から提出され得る譯である。東部歐羅巴に何等政治的利害を代表することなき佛蘭西が自らは何等の拘束を受くることなく彼の會議に參加する場合當然歸屬すべき最高裁判官の役が何故佛蘭西に許容されねばならぬか諒解出来ることである。本協定は正に此の規定を狙つたものであり、之に依つて此の東歐諸國協定本来の目的が實現され又之が巴里とモスクーとの合作の所産であることを判明する譯である。

さればこそスコーとブラーク丈が無條件に之に同意を表明したのである。他の小國は拒否的回答を爲し、芬蘭は東歐諸國に屬せナスカンデナヴィアに屬する旨を強調し、獨逸及波蘭が此の不合理な内部的に矛盾せる而も其の效果を聊も察知することなき條約に參加する意向のなかつたことは當然である。次いで廣汎な外交折衝が續けられたが結局失敗に終つたのである。此の全計畫が葬り去られたことは今日認めてよいし、殊に當時の佛蘭西の政策を實證するものとして大に注目すべきものであつたのである。

東歐諸國協定と同時にソ聯の國際聯盟加入問題が世界の論議の中心となつたのである。之はソ聯の政治的發展の過程であると同時に佛ソ接近の當然の結果であつた。勿論ソ聯は元來國際聯盟には明に敵対的態度を探り新聞も政府の發表も痛烈に之を罵倒したのであつたが、今や資本主義國家の仲間に入らんとする用意を有し、而も彼等は之を大手を擡げて歓迎したのである。成る程法律上には大きな困難が存してゐたが聯盟一流の手段に訴へて之を克服したのである。

一九三二年にメキシコが、一九三三年には土耳其が正式の請願なしに國際聯盟加入を招請された後、ソ聯は正

式の請願によつて加入をしやうとは思つてゐなかつた。尤も當時は現行規定の無視は満場一致を以て決議出來たのであるが、今日では多數國の反対を豫期しなければならなかつた。そこで三十ヶ國の署名を具備した招請状をソ聯に送り、其の應諾回答書に聯盟加入請願書の署名を爲し、之に形式上規定の資格審査手續を結び付けて一つの迷道を見出したのである。

第一章 國防主權をめぐつて

毒府に於ては其の形式的性質に関しては大きな困難に遭遇したが結局此の障害も除かれ、後は重大な障害も歴の義務も課せられ最後に少數民族問題も提起を見合せたのである。此の少數民族問題は労農國ソ聯の全人口一億六千二百萬人中政府の發表によつても大露西亞人に非ず從つて少數民族と看做すべき七千六百萬の人口に關するものであるが之には觸れず又宗教上の少數民族保護の必要性も看過されたのである。

モツタ委員(Motter)が之に反対し又總會に於てはアイルランドのヴァンア(Valera)代表が誓約を與へたが、結局反對三票、棄権五票に對し賛成三九票を以てソ聯の聯盟加入は採擇され、又棄権一〇票賛成四〇票を以て常任理事國となつたのである。リトヴィノフ(Litvinov)は堂々と乗込んで感謝演説を行つたが之は明に嘲笑に充ちるものであつた。歐羅巴諸國は永年に亘り労農露西亞と闘争を繕けて來たが其の無益を悟り今や之を歎迎するに至つたのであるが、之は他の國家組織と完全に同様なる一國家組織としてのボルシェヴィズムを認めることを意味するものであつたのである。

此の貢は極く適正當であつた。唯イーデン氏のみが、一方に獨逸と伊太利があり、他方にソ聯あり、そして彼等の間には何れにも加担せざる民主々義國家が存在するといふ彼の兩極端説を披瀝しつゝ之を明瞭に確認したのであつた。

斯くて國際聯盟の協力に依つて佛ソ兩國間には愈々接近を齎すべき基礎が造られ、其の親善關係は一九三五年五月一日の相互援助條約に於て頂點に達し又之と軌を同じうする條約がソ聯とチエツコの間に締結されたのである。

之にはバルツーが共に協力し準備に當つたが、彼は之を見ずして一九三四年十月九日マルセイユに於てユーローラ・ラ・ヴィア王アレキサンダー一世に加へられた陰謀の犠牲となつたのである。之に依つて右國王の來訪を機とじて考案された廣汎な計畫は消滅に歸し、二年後の一九三七年二月二十五日伊太利とユーロースラヴィア間にヘルグランド條約によつて和解が成立したが、之は佛蘭西の尊旋によるものではなく、又佛蘭西の政策に負ふものでもなかつた。然しながらバルツーは其の生前別の重大な發展即ち佛蘭西と伊太利との接近を實現せしめたのである。

八、獨・佛間に立つ伊太利

巴里平和會議は一九一五年四月二十六日の倫敦條約に基き伊太利の秘かに抱いてゐた期待を満たして炎れなかつた。伊太利の植民地に對する要求も貫徹することが出來ず、埃太利からアドリア海東沿岸も獲得出来なかつた。形式的に非友好的な取扱を受け、最初は聯合國としての承認すら拒否され銳意交渉の結果漸く認められたのである。

斯くして他の聯合國との對立特にセルビアの要求を支持して勝利を得さしめた佛蘭西との對立が生じたのである。而して此の樹立はファシズムが政權を掌握し、積極的外交政策を探るに及んで愈々尖鋭化したのである。伊太利はヴェルサイユ條約改訂戰線を結成して之が指導に當り、又獨逸に對しても觸手を伸ばし、殊に一九二三年のトルコ戦争では獨逸を援助する意思のあることを認識させたのであるが、獨逸はヴェルサイユ條約履行行政策の觀念に捉はれ過ぎ且ファシズムに對しても敵性ある態度を持し從つて差し延べられた伊太利の手を握らなかつたのである。依つて伊太利は、先づバルカンに向け進路をとるに至つたのである。伊太利は一九二一年十一月九日他の列國と締結した條約に依つて早くもアルバニアの完全獨立を保護すべき權利、換言すれば同國に於ける伊太利の利益を承認すべき權利を附與されたのである。ユーゴースラヴィアとの争ひに於ても伊太利は後の國王アーメッド・ゾグト大統領(Ahmed Zogu)と妥協を遂げ、次いで一九二六年十一月二十七日にはアルバニアとの友好保障條約を締結し、一年後の一九二七年十一月二十二日には正式に攻守同盟を結び、又經濟並文化問題に關して取極を行ひ伊太利は形式的には同様であつたが決定的な勢力をアルバニアに確立したのである。

斯くの如く伊太利はバルカンに地歩を固め今や計畫通り前進政策を執るに至つた。之より後一九二六年九月十六日には羅馬尼と修好條約を締結し、一九二八年には希臘及土耳其と同様の條約を結び、コルフー島(Korfu)及トリボリス問題(Tripolis)は消滅することとなり、更にブルガリアとの接近は一九三〇年ギオヴァンナ女王(Giovanna)とボリス王(Boris)との婚姻に依つて確證されたのである。伊太利の根底を形成したものは伊太利の周旋に依り一九三〇年十月三十日の修好條約に依つて希臘、土耳其兩國間に和解の成立したことであつた。右の調印式にはムツソリニの腹心たる前洪牙利首相ベトレン伯(Bethlen)が出席し、之を機として希臘、土耳其兩首相並ベトレン伯署名の敬意電報がムツソリニ宛て發せられたことは恐らく特異な從つてそれぞれ印象的な示威と看做して可なるものであつたらう。之はまがいもなくバルカンに於ける伊太利の成果の尤るものであつたと同時に又或る轉換期に變ずる運命でもあつた。佛蘭西はバルカンの脅威を認識し當時の貿易大臣フランダン(Flaunden)はバルカン諸國の首都歴訪の途に就き失地恢復の爲め全力を傾倒したのである。例へば通商條約締結借款應諾の申出を爲し時宛も恐慌時代の事とて其の目的を達成することが出來た。更に佛蘭西外交界は秘術を盡し結局其の舊勢力再獲得に成功したのである。最も顯著なのは羅馬尼が一九三三年七月二十八日期限満了の對伊修好條約の更新を拒否し、次いで一九三四年二月九日希臘、ユーゴースラヴィア、羅馬尼及土耳其がバルカン同盟を結成し、佛蘭西の指導を快諾したことであらう。最後に又アルバニアに干渉して之に成功し、一九三四年六月にはアルバニアは對伊太利協定履行を拒否する迄に至つたのである。アルバニアは伊太利の軍事指令條約の改革を行はず、又伊太利技術者の指導する道路建設を中止し、更に伊太利系學校の閉鎖を開始した。伊太利はヅラソ(Durazzo)防衛の爲め艦隊示威を斷行する必要に迫られ、アルバニアは之に屈服して交渉に入り其の結果に關しては正式發表は爲されなかつたが、恐らく舊關係復活に到達したものゝ様である。然して伊太利が斯かる對策を講ずる必要があつたといふ事實は羅馬政府をして眞面目な氣分を醸成するに充分であり、伊太利の目的は佛

蘭西と妥協を遂げれば、確實に達成されるのではないかとの問題が搔頭するに至つたのである。即ち佛蘭西は心理的瞬間を捉へ伊太利に好餌を與へて之と接近したことが容易に想像されるのである。

加之一九三三年には獨逸と伊太利の接近が實現し、之は軍縮會議の際獨逸が其の平等権獲得の爲めの闘争に對し伊太利が之に援助を與へたこと、他方ムツソリーニの四ヶ國協定案中に現れたのである。然し之には幾多の困難が伴つたのである。當時伊太利は獨逸の埃太利合併が其の利害に反するものであると考へドルフス宰相の提訴に對する回答中「埃太利の獨立安全」維持の必要を強調した一九三四年二月十七日の英佛宣言に參加したのである。斯くして七月二十五日ウチーニー機が勃發し、之は埃太利國民の爲め感激し犠牲にならうとする人士の企てたものであるが、準備不充分就中當時の世界情勢を顧慮することなく之を敢行した爲め義のフォン・シル少佐(Major von Sebill)の驟起と同様水泡に歸したのである。此の結果は外國に於て大きな反動を惹起し特に伊太利の感情を害したが、勿論右の事態が伊太利の對佛接近に對して決定的なものであつたと見るのは妥當ではない。尤も右の事件は之れなくとも進行してゐた或る發展を促進し、且當時期待を懸けてゐたのとは全然別個の目的に導く爲めの最後の動機を與へたのである。

さて伊太利と佛蘭西の間に折衝が始まり半年の歳月を要したのである。先づ最初に懸案の全體に關して討議をしたならば、其の一つとして未だ解決の期が熟してゐないことが直に判明したに相違ないのである。中にも海軍力平等問題についても妥協が達せられないことは分つてゐた。依つて此の問題を放棄することとしたのである。幾多の困難を孕んだものは埃太利問題であつた。最初は全隣接國の保障條約が注視され更にダニューヴ盆地に於ける經濟情勢の國際的調整を目論見んだのであるが、今や「埃太利の獨立安全維持」に関する佛伊共同宣言並隣接國に對する條約締結の急務に制限せらるゝに至つたのである。然して本條約に依り隣接國は埃太利の内情干涉を顧慮せざる義務を負はんとするものであつた。斯かる事情の爲め興味は植民地問題に集中され、一方に於てはチュニス(Tunis)に於ける伊太利移民政權又他方にはリビヤ(Libyen)背後地が廻上に昇るに至つた。佛蘭西はチュニス生れの伊太利人を兩親に持つ兒童は自動的に佛蘭西の國籍を取得すべしといふ立法の適用を尙長期に亘つて拋棄する用意を有してゐたし、又伊太利系學校問題に關しても譲歩せんとしたのである。反之伊太利の植民地要求に對しては之に應じなかつた。之は即ち九十三萬平方キロの地域を包含するボルク(Borkum)及チベスチ(Chevse)、北部亞弗利加の割譲を意味するものであつた。勿論之は大部分沙漠ではあるがチャード湖(Seehaussee)への出口を扼する重要地域である。之に對し十一萬平方キロの國境地帶の譲渡が用意されてゐたに過ぎなかつた。此の宣言が世界的輿論を驚嘆したのは勿論である。世人は佛蘭西の譲歩が問題にならぬ程詰らぬものであるとの印象を受けた。又伊太利は之に満足してそれ以上の植民地要求は行はないであらうとの疑惑を壓ぐることは出

來なかつた。實際之は信じ難いものであつた爲め早くも發表された諸協定以外に向一つの秘密協定が存在し、之が羅馬協定本来の核心を包含するものであらうとの應測が行はれた程である。此の秘密協定中にはエチオピア問題があり、且佛蘭西は之に對し伊太利の自由を許す義務を負ふものであるとの思想が明瞭であつた。之には更にデブチ・アヂスアベベ (Djibuti-Addis Abeba) 鐵道に伊太利を參加せしむるといふ佛蘭西の約束も加つてゐた。

同協定の發表乃至此の事實の確證は勿論今日迄何等行はれてはゐない。然し一九三五年に演ぜられた事件は此の應測に高度の蓋然性を與へた譯で而も之は殆ど確實であつたのである。曩の佛伊兩國間の協定に當つても伊太利新聞は繰返しエチオピアに関する秘密協定に論及したが、此の事は中でも一九三八年十二月十日附「ジョルナ」

レード・イタリア」(Giornale d'Italia) 紙上に於けるガイダ (Gayda) 主筆の論調に現れてゐる。之に對し佛蘭西新聞は沈黙を守つて之を甘受したのであつた。

斯様な秘密協定が實際に締結されたと假定すれば至つて興味深い事態が生れる譯である。即ち佛蘭西は反対給付を引受けずして伊太利との妥協に努力して之に成功し、寧ろ取引の費用は他國に轉嫁し、而も此際國際聯盟義務違反の行動を爲したのである。聯盟國たる以上同様國際聯盟に加入せるエチオピアの獨立安全を保障し、必要に際しては武力を以て保護すべき義務を有してゐた譯である。今や佛蘭西は此の義務を免れたのみならず、締約國がエチオピアに對して採らんと企てゝいた行動を事前に認めたのである。常に條約遵守を強調してゐた點から

更に之は政治的觀點より見ても奇怪なものに見えた。伊太利のエチオピア行動が國際聯盟との紛争を招来し、且佛蘭西が之に依つて極めて重大なジレンマに陥らざるを得なかつたことは容易に豫想出来たのである。夫れは伊太利との秘密協定に違反するか、或は國際聯盟義務侵犯の如何かであつた。若し前者を選べば伊太利との新友好關係は維持出来ず、又羅馬協定の意義は喪失したことになり、反之佛蘭西が若し國際聯盟を拋棄すれば歐洲制覇保持の爲め彼自らの手に依つて創設した施設を毀損且脆弱ならしめ、遂には伊太利との袂別、國際聯盟の内情暴露更に敗北を見るに至るであらうことは如何とも避け難いことであつた。

事實、兩者の可能性は表面化し、加よるにエチオピア戦争は獨伊の親善復興を實現せしめ、更に獨逸の軍備擴張復讐とつて有利な國際情勢を産み出すに至り之れによつて再び重大な意義を持つ結果を生じたのである。

佛蘭西外務省の決意した餘りにも複雑な一人一夜の芝居は佛蘭西自身に向けられたのである。世界歴史の進路を決定すべき道德理念の掲理が斯くも明瞭に現れることはさう滅多にあるものではない。

九、軍備縮少再交渉

事態が斯く發展し、バルツーが獨逸龍絡の網を張つてゐる間に軍備問題を纏うる諸交渉が進められてゐた。獨逸自體は軍縮會議及國際聯盟よりの脱退と共に同問題が解決済みであるとは考へてゐなかつた。新軍備競争の危険極りないことを十二分に認識し、又和平維持に貢献せんとする希望に燃えて、一九三三年十月末早くも英佛兩國に働きかけ、軍備問題再検討の用意ある旨を表明したのである。之に開闢した忌憚なき會談は獨逸政府の立場を

REEL No. A-0324

アジア歴史資料センター

ナチス・獨逸外交政策論

四二

宣明した十一月十八日附の覺書に依つて明瞭となつた。右覺書は現下の情勢に在つては一般的軍備縮少は最早やき諒解の基礎を創造せんとしたものであり、従つて軍備の限界を適切公正な點に置くことを目的とし、又獨逸の軍備平等権は如何なる事情を生じても決して之を放棄せず、而も之は適正を保持するものであつて且第三國の攻撃に對し防禦するに足るべき軍備補充に依り達成せらるゝことを結論としたものである。

英吉利及佛蘭西はマクドナルド案を抛棄し、従つて獨逸も亦之に拘束さるゝ必要がなくなつたので、獨逸の右器に限定すべきものであつて、砲は口径十五粍迄、戰車六粍迄、又戰闘機及偵察機の保有を要求したが、爆撃機は之を斷念したのである。同時に獨逸は平等一般軍備統制に従ひ又不侵略條約締結及一般國民保護に適用すべき覺書は短期服役制にも近代的裝備を有する三十萬の軍隊を必要とするものであつた。但し此の裝備は所謂防禦兵

交戦の人道化に關する協定に應する旨の言明を行つたのである。

さて茲に廣汎なる文書の交換が始つたが、伊太利は獨逸の見解に對し全幅の賛意を表明し、英米も亦本質的に之に同意を寄せたのであるが、反之佛蘭西は最初成る程之に應する態度をとつたが、獨逸の要求及提案に對しては當初より反対の學に出了のである。即ち獨逸國防軍の數的兵力を難じ、且佛蘭西に依つて軍隊に類似する結合體なりと看做された突擊隊、親衛隊及鐵兜團を國防軍兵力中に加算すべきことを要求し、獨逸の要求する裝備の必要性を反駁したのである。同時に又佛蘭西は複雑した幾多政治的性質を帯びた留保行使した爲め、交渉に

應する誠意を信ずることが出来なかつたのである。殊に佛蘭西は獨逸に對し國際聯盟に復歸して再び軍縮會議に參加する様不當の要求を提出した程である。

夫れにも拘らず交渉は進捗した。之は獨逸が一月十九日第二回の覺書に於て其の立場を重ねて宣明し、佛蘭西が抱いてゐた疑惑を一掃した爲めである。然るに佛蘭西は飽く迄反対の態度を固持し遂に四月十七日附公文を通じて交渉の決裂を來たすに至つたのである。

本文に於て佛蘭西は現に發表を見た獨逸國防豫算が軍事費支出の爲め激増を示し、従つて之は獨逸が大規模に再軍備を行はんとする證左であるとの理由から今後の交渉を拒絶したのである。事實、獨逸は實に英伊兩國の同意を得て其の計畫實現に必要な經費を一九三四年、五兩年度の豫算に計上してゐたが、之は財政法上又財政々的觀點より見ても全く自明の対策であつた。それは忠實に交渉が繼續される場合は會計年度中に尙積積的結果が期待され又交渉が停滯すれば著しく困難な結果となるに至るからである。佛蘭西が之に抗議した以上それは佛蘭西が交渉の積極的妥結を希望しないのみならず、却て之を怖れてゐる爲め之が決裂を來さんとする口實に引用せしたものであることが明白となるであらう。

斯かる事態に直面して、獨逸が既に軍縮會議脱退と國際聯盟脱退通告とに依つて達成した行動の自由を實際的

に行使したこと及び他列強の同意を求むることなく、自己の権利から其の防禦に要すべし軍備の建設を始めたこ

とが自ら明白となつたが、之に伴ふ不快な隨伴現象は今や軍備制限に關しては一言も言及されず、斯くして概観す

べき軍備競争が實際に開始せらるゝに至つたことであつた。然しそに對しては獨逸は責任を負ふべきものではなれば、それ丈獨逸の責任は僅少であつたのである。

然るに茲にバルツーの死が生れ、彼に代つてラヴァル(Laval)が登場したが、彼は前任者バルツーよりも柔和が必要となり、佛蘭西の計畫を直接實行することは不可能となつた。英國がどうして此の機會を看過しやう。であり、妥協的であると見られてゐたが、又してもアレキサンダー王暗殺の爲めニューゴースラヴィアの新秩序建議會や新聞は當時印度新憲法を廻つて論争を始め、同時に埃及に於ては組閣問題が惹起され英、埃及關係新調整を必要とする難局に當面してゐた。英國は從來の如く歐洲の不安を利用出来なくなり、一九三四年十一月二十八日ボーリドウイン首相代理は下院に於て演説を行ひ、歐洲現下の緊張を説き平和保障が如何に微弱であるから強調する。然し獨逸の軍備は之を絶滅することが出來ない一個の事實であり、世人は之を肯定しなければならない。同様に最大の危機が秘められ、此のヴィールに際れて獨逸の軍備が着々實行されてゐるといふことを看過してはならない。何人と雖も獨逸の軍備範囲を知る者なく又如何なる計畫を實際に追求してゐるかも認識し得ない所である。此のヴィールを寸斷して秘密を曝露することが必要である。然し列強間の交渉が再會されない限り、之を行ふことは不可能であらうと述べたのである。

ボーリドウインの演説は人心に聟動を與へたが、注目すべきことは演説の眞意が一般の誤解を招いたことである。佛蘭西に於てはボーリドウインが獨逸の態度を難結した爲め極めて之に満足の意を表明したが、獨逸に於ては之と同じ理由から大きな不満を表したのである。即ち佛蘭西が交渉を決裂させた以上獨逸は獨力に依つて其の安全を圖る外なしとしたのである。ボーリドウインの此の非難演説が一方では英吉利人の教師振った性癖から出たものであり、他方佛蘭西の輿論を満足せしむるに充分であったこと及此の演説の重點は断じて之に出でたのではないことを世人は看過してゐるのである。寧ろ獨逸の再軍備を認めなければならぬこと、そして此の事實から出發した新交渉が開始されねばならぬと云ふ點に演説の重點を求むべきであった。此の事はヴエルサイユ條約の武装解除規定の遵守を決定的に拠築することを意味するものであつた。英國は此の事態を明瞭に認むると共に他の列強就中佛蘭西に對し之と同じ立場に立脚し之に依つて新調整に乗出す様要請したのである。之は取りも直さず獨逸の見解が貫徹を見たことを意味するものである。されど獨逸は平等權が承認せらることを當然の前提としてのみ歐羅巴の軍備制限に同意せんとするものであり、今や獨逸は自ら之を獲得し安んじて交渉に參加することが出來たのである。

ボーリドウインの演説の眞意及彼の提案の範囲より見て、彼の演説が新行動の出發點となつたのは當然である。斯くて再度英佛會議が開始され、其の結果十一月九日ツメルクに代つたフランタン首相はラヴァル外相を帶同して十月三十日倫敦に赴き、同地に於てボーリドウイン首相代理、サイモン外務卿及イーデン國璽尚書と會談を遂

げた結果、一月二日の公表となつたのである。之は勞頭他の一聯の問題に觸れ、次いで軍備縮少問題に言及したものが、茲で必要なのは先づ英佛兩國が平和條約の拘束を受くる何れの國も一方的に條約義務を變更する権限を有せずといふ點に合意したことである。然し平和保障に貢献すべきものとしては獨逸と他の列強間に自由意思に依つて成立した軍備問題の一般的調整以外にはないのであり、斯かる調整は獨逸に對してはヴェルサイユ條約第五編の規定に代るものであらう。之に引継いで「保障體制」の必要性が生じた。之は東歐諸國協定案を指すものであり、獨逸の平等權を「安全體制」中に規定した一九三三年十二月十一日の諒府聲明を想起せしむるものであり、獨逸の國際聯盟復歸を企圖するものであつた。最後に英佛の兩國の外白耳義、獨逸及伊太利も參加すべき航空協定の可能性について論ぜられたものであつた。

獨逸は之を歓迎する用意のあることを明にし、斯くて二月十四日既に回答を送り、更めて如何にせば平和の爲め軍備競争の危險を排除することが出来るかに付き他に列強と共に對して之を検討せんとする意思を表明したのである。即ち獨逸は「英佛宣言中に表現された主權國間の自由取極の精神のみが軍備の領域に於ける恒久的な國際的調整に到達することが出来る」との確信を披瀝したのである。究局に於て獨逸は航空協定の考へに對し斯くして再び平和的諒解への見通しが開けるに至り、從來獨逸間に横つてゐた他の重要案件が最近數ヶ月間に解決されたときはそれ丈歐羅巴の事態は希望に充ちたものと云はなければならなかつたのである。

一〇 ザール地方の復歸

一九三四年に發行された「外交辭典」中ザール地方に關する論文の冒頭に「同地方は數百年の間佛蘭西に併合せられ之との分離は唯武力に依てのみ行はれたものである」と述べたのは巴里平和會議の佛蘭西使節の一員であり、首相であり、又外相であつたアンドル・タルデュー(André Tardieu)其の人であつた。

此の歴史的虛構は誤つてされたのかそれ共惡意に依つてされたか知らないが、巴里平和會議の際佛蘭西に依つて捏造され、而も之は二千平方糸、人口八十萬の獨逸民族を有する此の地域の運命を決定すべき基礎となつたのである。實際ザール地方は獨逸の領有する所であり、ルイ十四世が始めて之を佛蘭西に併合せんとして、一六七三年軍隊を派遣して之を占領したが、四年後には早くも再び駆逐されたのである。次いで一六八一年彼は(不評判)の定評ある或る會合の決定に依りザールブルゴーニュッケン伯爵領の割譲を要請したが、一六九七年のリスウイク媾和(Clyswic)に依り再び獨逸に返還されたのである。唯彼の手になつたザールイス(Sarreis)要塞のみが佛蘭西側に残存したのである。一七九一年に革命軍は再度ザール地方を占領したが、一八一五年の第二回巴里平和會議に於て獨逸は更めてザールブルゴーニュッケン要塞を含む同地方の奪還に成功したのである。従つてザール地方が佛蘭西に歸属したのは先の十六年、後の二十二年の短期間であつたのであり、而も之を武力に訴へて奪つたのは獨逸に非ずし

合國に對して説得するやうなことは出來なかつた所以である。佛蘭西の「原狀回復」(Restitution)要求は達せられず、故く其の目的の一端を果す爲めには間接的に他の極めて技巧的な方式を見出さざるを得なかつたのである。

ヴェルサイユ條約第四十五條は「北佛蘭西の炭鉱破壊に對する補償として又戦争に基く損害に付獨逸の負擔する全賠償額の一部支拂として」ザール地方の炭鉱に對する所有權を佛蘭西に譲渡せしめ、同時に國際聯盟委員會が管理者として同地方の施政を委託されたが、本條約實施期間の十五年満了後本規定の存續及獨逸何れの主權に服すべきかにつき國民に問ふ旨を規定したものであつた。ザール地方が國際委員會の支配下にあつて如何に苦難的勢力の下に國際委員會が如何に職權を濫用したか、既に周知のことである。然し又同地域の住民が其の負はされた重壓にも拘らず、國民性を遠率したことと周知の事實である。然し壽府に於ても巴黎に於ても自己欺瞞と眞相の把握に迷つてゐた。一九三三年獨逸からの移住者が同地方へ雪崩れ込んだ時、世人は移住者の應援を得て人民投票遅延の口實を求めるのである。此の口實の一つは特殊な少數民族保護は人民投票後效力を生ずべき施政に對し反対の意見を表明した者の爲めに創設せらるべきであるとの佛蘭西側の主張中に見られ、之には又も加はつてゐたのである。

之等の問題が一九三四年早々に持ち出されたとき、聯盟理事會は先づ例の如く遅延、延會に依つて自衛の策を講じたが、結局豫備對策を講ずる決心をしなければならなかつた。此の觀點から理事會は伊太利のアロイジー男(Alois)を委員長とする三國委員會を開設したが、彼は事實稱讚すべき業績を擧げ又巧妙に獨佛間の斡旋を行つたのである。其の使命は容易ではなかつた。佛蘭西は再三再四新要求や提案を爲し、一九三四年六月二日アロイジー男の斡旋に依り獨佛兩國間に投票權者に對し直接間接の何等の壓迫を加へざること及投票に對し責任を負はせざることの諒解が成立したが、二、三日後の六月五日理事會は幾多の決議事項を決定し、人民投票をヴェルサイユ條約規定に適應して一九三五年一月十三日施行のことに決定し、更に人民投票委員會、人民投票國際裁判所の開設及投票期間中地方警察及憲兵隊の強化、必要あれば外國の兵力をも派遣することを許すこととなつた。同時に獨佛兩國政府は之に依つて生ずる費用支辨の爲め前拂を爲す様要請され、獨逸は同費用持分引受の法的理由は存しなかつたにも拘らず、予め之が準備を爲し居たる旨明したが、人民投票の必然性を發生せしめたザール地方割譲は毫も獨逸に依つて惹起されたものではなかつた。それかと云つて獨逸は紛糾の生することを欲せず、從つて本問題に於ても之を歓迎したのである。

それにも拘らず佛蘭西政府は新たに故障を發見するに無力ではなかつた。八月三十一日ベルツーは聯盟理事會充覺書を提出し、一聯の新規要求を提起したのであるが、其の中顯著なものは、投票後一定期間外國籍を有する全

不正業者の禁固並に二箇月の間、其の所有する権能を附與して之を保證すべきこと及ザ

る爲め十五ヶ年間國際裁判所を開放すべしといふことであつた。

を持んだものである。理事會は同地方の運命を決定するに當つて人民投票の結果に拘束されるものではなく、専ら自由裁量に従ひ同地方の安寧と歐洲の平和維持に最も有效なる如く決議すべきであると爲し、又甚多の主張、要求、提案等が爲されたが、之等は畢竟合理的な根據がなく、一般が覺つてゐた如く折角得た掠奪物の喪失することを懸念した結果に外ならなかつたのである。

の不當な派生物を防止することが出来たのである。當時バルツーではなくラヴァールが主宰する佛蘭西は遂に協定に同意する外なく、同協定は十二月五日理事會の確認を得、又ヴェルサイユ條約の規定に幾多違背するものになつたが、佛蘭西軍隊は之には開與しなかつた。投票権を有せざる同地方住民に對しても政治行動に對する刑罰、民族及宗教に關し何人も差別を受けざることの保障が爲されたのである。

に補償されてゐたことは確かであつた。他方ザール炭鉱が損害賠償に加算されて佛蘭西に引渡された以上、ヤング案は獨逸全損害賠償義務を包含するものであり、同案が一九三二年無効となつた後は、之と關係なく部分的要求を爲すことは出来ない譯である。斯くてザール炭田は何等獨逸の反對給付なくして返還せざるを得なくなつたが、それにも拘らず獨逸は一億五千萬ライヒスマルクの支拂を準備したのである。之は獨逸が政治的考量に依つて齎された財政上の犠牲であつた。

中獨逸返歸票數は四十七萬七千百十九票で、九〇・五「パーセント」に當り、九・八「パーセント」弱即ち四萬六千五百十三票が國際聯盟從屬を希望したのである。

一ル外相は理事会の演説に於て復讐なくして妥協はしなかつたであらう。彼の陳述は禮節ある然し拘束力なき同意の外に佛蘭西が從来屢々妥協を回避してゐたと同様の形式法學上の留保を齎したものであつた。彼は佛蘭西の要求する安全保障を再び取り上げ、ザール地方の軍備撤廃の必要的暗示さへも窺ふことが出来たのである。

一一、一九三五年三月十六日—國防軍の再建

初で獨逸は二月十四日附の公文を以て軍縮を歓迎する旨を明にしたにも拘らず、進行中の軍備交渉が突如不利な方向を取つたことは、丁度前章の此の觀點より見て驚愕の外はなかつたのである。之に對する最初の諫諭は英吉利から出たものであつた。

形式的には依然労働黨々首マクドナルドを首班としてゐた英吉利政府は議會に新軍備案を提出し、三月四日附述され、獨逸民族就中獨逸青年を組織する精神が専からず危険であると見、之と關聯して兩餘の諸國家の軍備が述べられたが、之は全く申譯的のものであり、注意すべきことは佛蘭西の名前は前記國家中には發見出來なかつたのである。それ故に青書は正に獨逸に對して發せられた公訴狀であり、此の中には未來の敵が認められ、英吉利の軍備擴張が之を目標とするものであるとの印象を避けることは出來なかつた。斯くて英國政府提案中には

懸案たる軍縮會議の妨害を必定ならしめた不親善的行動を看取せるを得なかつたのである。

從つて斯かる種類のものは毫も英吉利政府の意圖の中に在るものではないことが主張され、専ら青書の編纂を委ねられた軍事専門家の不手際が問題であり、彼は官憲の提供した資料を何等の惡意なく簡単に利用したものであつた。而も此の中で先づ第一番に獨逸の軍備が顧慮されたことは不幸な偶然であつたに過ぎないと云ふのである。勿論事態が斯くの如きであつたことは有り得ることであらう。首相が青書を印刷に附する前に一讀し其の證據に一九三五年三月一日彼が署名した事實は嚴然たるものである。從つて不手際は非政治的な軍人よりも遙に之を重視した彼首相の側からも爲されたものであらう。獨逸政府は其の相手を輕視し、此の種の酌量すべき情狀を加味することは出來なかつたのである。瑞典のオクセンステルナ（Oxenstierna）首相の言葉は世界を支配するものであると云ふ此の言が眞理であることは認めるが、専ら獨逸政府としては熟慮された政治行動を信ずる外はなかつたのである。

其の上に二、三日後には更に佛蘭西の妨害が現れたのである。

三月十五日佛蘭西政府は議會兩院に於て、即ち下院ではフランダン首相、上院ではベルノー法相の口より来る四月徵集すべき新兵の在營期間を六ヶ月、翌年度以降徵集の同期間を一九三九年迄一ヶ年延長するに決した旨宣言し、同時に新入營兵の平均年齢を二十歳に引下げ、且備兵の數を増強することとなつたのである。之は實際に於て在營期間二ヶ年制を採用し、最初五〇パーセントの兵力増加、次いで百パーセントの増強を意味するもので

た。然し此の緊急措置は獨逸の再軍備に基くものであり、而も他の諸國の軍備は問題視せず専ら獨逸の再軍備にあつ依るものであつたのである。

従つて茲にも亦直接獨逸を目標する行動が發生した譯である。然して此の場合は政府の聲明といふ嚴肅なる形式で爲されたものである以上、過失乃至不手際等と云々するが如きことは断じてあり得ないのである。佛蘭西新聞は此の措置の真義を一齊に強調したのである。國民は佛蘭西が又も一九三四年七月二十四日の公文書に依る同じやうに自然に開け行く詔解を意識的に妨害しやうとしてゐたことは當然下すべき結論であつた。

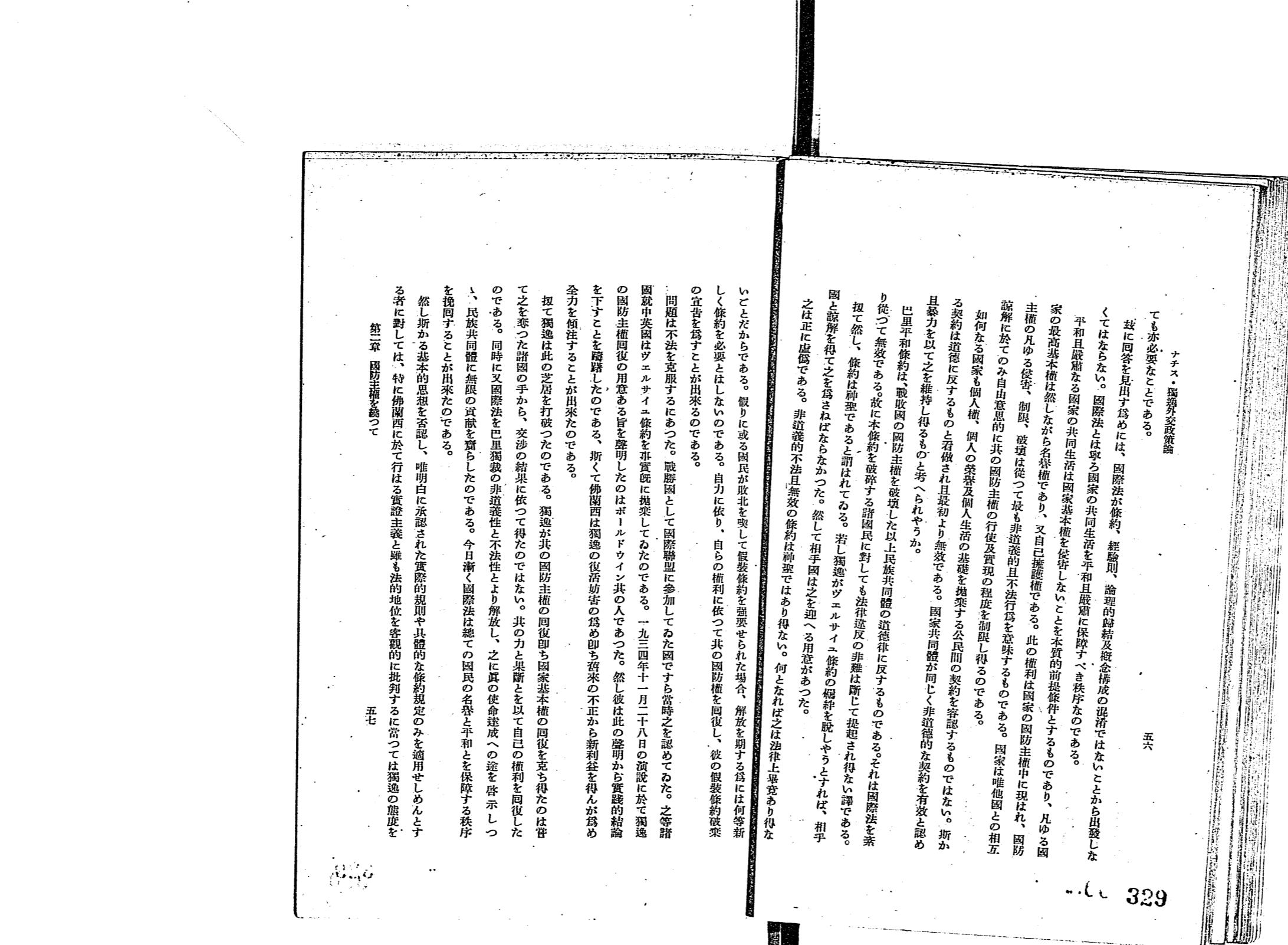
斯くの如く獨逸の交渉相手國たる英佛兩者より挑戦と解する外なく、且進行中の交渉を繼續不可能ならしめた手段が執らるゝに至つたのである。

獨逸は挑戦に應じたのである。佛蘭西政府の聲明の翌日、即ち三月十六日獨逸は僅か三ヶ條より成る國防軍建設に關する法律を發布し、之に依つて兵役義務制を復活し、獨逸常備軍を十二軍團、三師團に決定したのである。同時に獨逸政府はヴェルサイユ獨裁の爲め破壊された軍事裝備の驚くべき數字を舉證しつゝ、獨逸の武装解除の歴史と之に關聯して獨逸の軍備平等権獲得の闘争を概説的記述した布告を發したのである。右の法律及布告は無條件に獨逸民衆の感激的賛同を得、獨逸政府の採つた措置はヴェルサイユ獨裁の爲め獨逸が蒙つた最大の屈辱を解消するものであり、又國民に深く根差してゐた偉大なる傳説を誕生するものであつた。同時に此の行爲は獨逸が國際聯盟脱退の際引受けたのよりは著しく僅少ではあつたが、一つの冒險が結び付いてゐたのである。獨

逸の軍備が未だ他の諸列強とは匹敵する迄に至つてゐなかつたのは確かである。然し其の地位が一九三三年當時よりも高位であつたことは疑ひない。而も尙獨逸の軍備が外國に於て著しく過重評價され、従つて外國の急襲を受ける危険は殆ど豫期する必要がなかつたのである。之は扱て置き獨逸内の全事象に對する判断には獨逸今次の措置が完璧であつたといふ確信が基準となつてゐたのである。

佛蘭西新聞は三月三十一日附抗議文で從來の主張を蒸返し、獨逸は二月三日の倫敦宣言に同意したことにより其の同意表明當時の基礎の上に行動すべき義務ある旨を主張したが、之と同じ思想は三月十八日の英吉利、同二十一日の伊太利政府抗議文にも現れたのである。然し彼の二月十四日附獨逸公文中には文字通り此の意味に解し得る言葉は全然見出されない以上、前記思想が無根の主張であることは明白である。然し萬一之が事實であつて獨逸が實際上其の責任を負つたにせよ、英佛側が獨逸と何等の詔解も遂げず軍備擴張を決議し、而も之が獨逸を目標とするものであることを明瞭に表明した以上、之は全く根據ないものである。

一方には感情的な性質を帶び、他方には政治的性質を帶びた之等の考量のみが獨逸の行動を批判する爲めの標準ではないことは明かである。又之等の考量と併せて否之より前に法律的立場からも獨逸の行動は批判さるべきものである。即ち法律に合致した行動を探ることが獨逸の思想及感情の欲求に應へるものである以上、法律的立場から批判することが必要となつて來る譯であり、且佛蘭西と更に之と歩を一にする英吉利伊太利及唯一國を除いた其の他全部の國際聯盟加入國が獨逸の法律違反を非難し、之を基礎にして今後の手段を講じたことから見



REEL No. A-0324

アジア歴史資料センター

兎や角非議することは出来ない筈であるとの異論を唱へよう。

五六

拘束力を有するや否やの問題が存してゐる。此の問題は飽く迄否定されなければならない。之は獨逸が署名を強要されたが故にさうであるのではない。平和條約といふものは、稀にある例外は別として、常に強制の結果であり、又將來に亘つて強制する脅威の結果である。従つて國際法は強制に基いて平和條約を論駁するを許さない。

獨逸は、亞米利加がランシング國務卿署名の一九一八年十一月五日附公文に於て、全聯全國の代理者として與

少に關係なき二個の留保を有する其の後の聲明が、来るべき平和の不變的基礎であるとされたのであるが、然し軍備縮少の基準となつたのは「一國の軍備は國內の安全確保に必要な最小限度に制限することに對し適當なる保障の交換」であるといふ第四條であった。而して獨逸の一方的軍備縮少に關しては何等述べることなく、其の他多く問題に於て、約言は破棄せられ、武装を解除された獨逸はウイルソンの平和綱領とは似ても似つかぬ條約署名を強制されたのである。破約と、之に依つて犯された欺瞞はヴエルサイユ條約を無効ならしめるものである。

此の論證は、常に佛蘭西の法學者及其他の聯合國に對し幾度となく保留され、決して之が眞面目に考究されたことはないし、又之を反駁する試みも爲されたことはなかつた。全て頗發り主義であり、平和豫備條約たるランシング公文の存在すら五月蠅い世間に對しては故意に之を保留し、頑張にヴエルサイユ條約の效力と神聖とを固執し、現在尙固執があるのである。然し此の條約自體に依つて獨逸の行動の正當性が判明するのである。本條約は第五編の前文に於て「各國軍備の一般的制限の開始を可能ならしむる爲」獨逸は武装解除を約するものである旨の宣言を包含して居り、若し佛蘭西法學者が此處には何等義務も負担されず、唯目的のみが指示されてゐるに過ぎないと云ふならば、斯かる解釋は信義誠實の原則に反し、從つて拒否せらるべきものである。更に國際聯盟規約第八條、之は同時にヴエルサイユ條約第八條であるが、之にはウイ爾ソン第四項の義務が聯盟加入國に依つて明に負擔されてゐるのである。獨逸はヴエルサイユ平和条約に署名する已むなきに至つたとき、聯合國が自ら負つた義務を履行せしむる権利を、聯合國が負つた義務は充分なものではなかつたが得たのであつた。獨逸は此の権利を國際聯盟加入とは全然別個に享有したのである。即ち聯盟加入前に獨逸に歸屬し且脱退後も残つてゐたものである。

聯合國は軍縮の義務を履行せず、一九二〇年一月十日ヴエルサイユ條約發效より一九三五年に至る十五年間、彼等は常に新しく口實を設けて之を拒否し續け、獨逸は之に警告し、再三再四彼等と交渉を遂げたのである。十五年の歲月を空しく待望した括句、獨逸が彼等聯合國が國際聯盟規約第八條及ヴエルサイユ條約第五編前文の二度の約言を果す意思のないことを確認するに至つたからと云つて、又之から結論を下し、愈々自國に強要された制限から解放されたと云つて、何も獨逸に非難を浴ぜることは出來たものではない又さうしてはならぬものである。

第二章 國防主權を論つて

五九

法律、政治、道徳何れの立場より見ても、獨逸は國際法違反と條約義務侵犯の訴へから釋放さるべきものである。一九三五年三月十六日に斷行された所のものは、法律に反し又道義に悖つた東洋からの解放であり、獨逸がヒットラー總統に感謝すべき行為であるばかりでなく、國際法の眞の基礎を回復した以上、全民族共同體としても何時かは感謝を捧ぐべき行為であつたのである。

十二、ストレーザと壽府

世界の言論界は此の獨逸の行動に對し激昂の叫びを以て答へたのである。英、佛、伊三国は抗議文を手交し、而も佛蘭西は更に三月二十日附公文を通じて國際聯盟理事會を招集するに至つた。同時に右三国は四月十一日のストレーザ會同に同意を表明し、他方彼等は三月二十三日附の共同聲明に於て、ラヴァル、イーデン及スヴィチ(Switsch)は巴里會議の席上、豫て計畫中たりし英吉利關係の柏林訪問を證據調の目的を以て行ふことに意見の一致を見た旨發表したのであつた。事實之は實現したが、聊か奇怪な結果を齎らしたのである。即ち條約破棄と世界平和毀損の廉によつて獨逸に重大な苦情が持ち込まれたとき、英國外相ジョーン・サイモン卿及國璽尚書アントニー・イーデン氏は公訴國代表として被告の首都柏林に乘込み、三月二十六日附政府の發表通り「忌憚なく且最も友好的形式に於て」交渉を遂げ、其の結果「英、獨兩國政府は國際的協力の促進に依つて歐羅巴の平和確保の目的に邁進せんとする」に決したのである。之に依つて推論すれば、英吉利は佛蘭西の行動に對しては半端

的に關與するに止め、根本に於ては飽く迄從來執り來つた周旋の役を演じたい意向であることが明瞭であつた。之に拘らず英國はストレーザ會談に參加したのである。同會談は四月十一日に開始され、十四日各種の決議が成立したのであつた。此の決議中軍備制限に関する交渉を繼續すべきであるとの希望が明にされたことは、恐らく英吉利の力に歸すべきものであらう。反之此の英吉利の希望を實現せしむるに當つて妙く共問題となるのは、獨逸の態度に對する批判であるが、之が明にされたのは佛蘭西の努力に歸すべきものである。特に獨逸の再軍備擴張の程度が「從來軍縮の基底となつてゐた數的評價を無價値化するもの」であるとの一項は全く純佛蘭西式である。佛蘭西は來るべき交渉に於て其の要求を確保すべき留保を此の點に含ませてゐたのである。然し交渉の出發點が、獨逸に對する非難である限り、獨逸は此の交渉には畢竟應することは出來なかつた。然し更に重大なことは、數日後の國際聯盟理事會の決議に前記三国が相互に合意したことである。之に依つて事實上凡ての橋は断ち切られてしまつたのである。

佛蘭西は三月二十日附の聯盟理事會宛通告文に於て、既に執るべき態度に關し簡潔に表明し、即ち獨逸が一九三三年十月二十一日に國際聯盟脫退を通告したこと、然し之は聯盟規約に依り今後尚二ヶ年間聯盟國たるべきこと、從つて現行諸條約規定の義務を遵守すべきものなることを言及したのであつた。斯くて佛蘭西は四月九日廣範なる覺書を手交して、獨逸が之に服従せず且ヴェルサイユ條約第五編の規定を侵害するものであるとの訴言を提起し、又庭の獨逸宛抗議文中に擧げた責任、即ち獨逸が交渉の停滞してゐる間に當該問題を一方的に解決す

る爲め、策を弄した旨の責任が新に之に加はり、更に斯かる事態が許さるゝに於ては暴力政治を行ふ外に餘地はないであらう。條約及義務の概念は國際生活に於て明に破棄され、之に對しては單なる道徳的非認を以てしては尚足らざるものである。聯盟理事会にして若と其の使命に忠實だらんとせば、宜しく斯かる獨逸の行動に對處し、既往の事態を消滅せしめ以て之が再發を防止すべき義務を有するものであると述べたのである。

以上の陳述は明に獨逸に對する暴力行使を企圖するものであつた。佛蘭西外務省の肚は恐らく、從來何等の真價を發揮しなかつた國際聯盟の獨逸軍備擴張を發動し、以て三月十六日發表の獨逸軍備擴張を撤回せしめんとするに在つた様である。之は明にストレーザに於ける協定と矛盾するものであつた。それは制裁の發動と平和的交渉とは相互に排除するものだからである。問題は唯佛蘭西が、理事會提出の覺書に表現された考へ方が、其の後ストレーザに於て實現しなかつた爲め、更に交渉の方法を探らねばなるまいとの信念を抱いてゐたか、それ共理事會を勵かして前記三國間に成立した協定を犯さしめ、斯くて佛蘭西の目的を達成せんと密に望んでゐたかと云ふことであつた。

此の目的については、勿論佛蘭西の公文にも又政治家の其の他の言明にも述べられてはゐなかつた。唯権利侵害の名に於てのみ述べられ、其の回復の爲めにのみ獨逸に對し法律的手段に訴へんことを要求したものであつた。即ち佛蘭西の外交政策は大戰後常に自國の利益の爲めに開ふるのではなく、専ら世界平和の爲め、國際法保護其他道德的並法律的財貨の爲めに闘つてゐるかの如く裝つてゐるのである。夫れ故にこそ他の同じ場合の如く此處で

も権利の爲めの假裝的闘争が明に違法に遂行せられたことは特に注意を惹く譯であつた。之は形式的並質的觀點から見ても同様然りであつたのである。

形式的違法は國際聯盟理事會の手續に關する規定に違反する點に現れてゐた。同規定に依れば一人又は數人の報告者が任命せらるゝことになつて居り、彼等は理事會に事務報告を行ひ、決議を申出づる義務があり、此の場合報告者は事實の客觀的説明を爲し、其の都度賛否を決定し、斯くて事件の質的且公平な判断の基礎を創造することが彼等當然の任務であつた。然るに此處には此の手續が忘却されたのである。成る程、最初は報告義務を重視して西班牙代表マダリアガ氏(Madariaga)に之を委託したのである。然るに新聞の報導に依れば、彼はマドリード政府の特別決議に基き斯かる重大事項に關しては單獨で責任を負ふべきものではなく、他の一、二の理事會員と共に共同報告者として責任を負ち度き希望を表明したと云はれ、又此の希望は斯かる場合常にさうである如く、達成されるであらうと述べたのである。然し結局之に對しては何等の理由も附せられず、凡ての報告義務は放棄されたのである。寧ろ英、佛、伊三国に依り、ストレーザに於て完成された決議案が提出審議され、投票に委ねられたのである。之は形式的報告にある討議の客觀性に對する保證の除外を意味するものであつた。此の保證は成る程それ自體些細なものであるが、然しからと云つて輕視出来ないものであつた。マダリアガ代表は討議に際し、斯かる事情にあつては變更を提案する可能性はないと指摘したが、尤もなことであつた。之に對し理事會議長リュスチュー・アラス(Ruschi Aras)は手續の問題は討議の最後に提出し得ること及理事會の

三國が決議案起草の勞を引受けた故、報告者の任命は不要である。尤も變更を申出ることは勿論各會員の自由であらうと回答したときは、甚だ異妙な印象を與へたのである。然るに討議が終了するや、論議は他の問題に轉じ、手續及變更動議に関しては一言も觸れなかつたのである。

却て國際聯盟理事會は政治團體ではあるが、然し裁判所ではない。然し假りに或る主權國の行動の合法性に関して判決を下さうとすれば正義即ち簡單な儀禮は、理事會が自ら決定し、多年の實習中に遵奉して來た形式を嚴守することを要するものである。斯かる立場から見れば、同じ國家が同時に原告であり裁判官であることは又重大な矛盾であるやと思はれるのである。最初理事會に訴願し、次いで正式の告訴狀を提出した佛蘭西は原告であつた。それのみならずストレーザ決議に於て佛蘭西の見解を獨自のものとした英吉利及伊太利は同様原告であつた。原告が判決案を出し、政治的重量に依つて其の承認を強制した以上、それは明に凡ゆる法原則を侵害するものであつた。決議案に對して全く自由に接觸しやうとすれば、それは西班牙と英、佛、伊三國とを結び付けたる友好及提携の紐帶を無視することになる旨を、至極鄭重な皮肉を以て説明しつゝ、痛い所に手を觸れたのは又してもマダリニアであつたのである。

左はあれ、之等手續の不備は重大であり且法律意識を著しく侵すものではあつたが、之に基いて四月十七日理事會が爲した決議の内容に現れた凡ゆる法の無視の前には啞然たらざるを得ないものであつた。之を一讀すれば、凡ゆる法律感情を無視し、同時に無知と不誠意とを暴露し、狡猾で而も見え透いた辯證法を以て法を狂げんとする文書がどうして公然と作成され、發表されたか殆ど理解出来ない所である。

右の決議は其の出發點に於て佛蘭西の見解が認められ、凡ゆる條約義務の良心的遵守が國際生活の根本原則であり、又如何なる列強も其の條約相手國と諒解を遂ぐることなくしては、條約義務を免るゝことは許されない。之が國際法の主要原則である旨を強調したものであり、一九三五年三月十六日附獨逸の國防法公布は此の規範に矛盾し、従つて何等法律を創成するものではなく、歐羅巴の安全を脅威するものであるとしたのである。又獨逸は斯くの如くして二月三日以來續行中の商議を妨害し、更に之に對して「理事會は、獨逸が國際團體の全員に課せられた責任遵守の義務に違反したものと認め且國際義務の一方的破棄は凡て之を有罪と宣告する」と云ふのである。夫れにも拘らず理事會は之に引続いて二月三日の案を提出し、或は之に參加した政府に對し、同案中に述べられた平和確保の目的を達成する爲め既に開始された商議の續行を要求し、最後に理事會は智利、佛蘭西、和蘭、伊太利、ユーロースラヴィア、加奈陀、波蘭、葡萄牙、ソ聯、西班牙、土耳其及洪牙利諸國代表より構成せらるゝ委員會に對し、一國が國際義務の一方的破棄に依つて平和を毀損せんとする場合、今後執るべき措置を提議することを委任したのである。

斯くて勿論佛蘭西は其の秘かに抱いてゐた目的を達するに至らなかつた。理事會は獨逸に對する制裁規定の適用を決意せず、且例に依つて委任會を設置することに依つて狼狽を免れやうとしたのであつた。加之理事會は此の委任に關して執るべき措置に付ては、唯將來且再發の場合にのみ講ぜらるゝことを明にしたが、然し決議自

體が重大な違法を意味する事實に關しては毫も變改が加へられなかつたのである。

國際法の何の教義を繕いても、決議の冒頭に組入れて其の基礎とされた命題が全然根據なく又決して效力あるものでないことは國際聯盟理事會は何人も之を確信してゐる所である。條約上の義務は凡て維持さるべきとされか、何れの國も條約自體から逃れることを許されないと云ふことは何も國際法の根本原則ではなかつたのである。國家緊急の概念は常に存在し事態存続の原則 (*clausula rebus sic stantibus*) は常に存在してゐた所である。さうして相手國が條約に違反すれば解約を爲し得るものと認められてゐた。従つて眞の國際法の高度の觀點は別として佛蘭西の代表する形式的且實證主義的法律論から見ても、獨逸は佛蘭西と同様の行動を探る權能があつた譯である。

決議に於て彼の不當の論題から出發した事實上の主張を反駁する必要はない。武装せる獨逸陸海軍數百萬國民に對し精々獨逸の暴虐せる國境を防衛するに足るべき軍隊を創設したとて何も平和を務すものではなく、却て之を保障するものである。獨逸が三月十六日の法律を、商議續行中に公布したことを違法とする非難に對しては論駁すべき一言の文句も必要ではない。唯當て明に獨逸を目標とした英、佛兩國の再軍備措置を想起すれば足りるのである。

萬事斯くの如くであるから、理事會が之を基礎として下した宣告は崩壊するに至るものである。宣告の土臺を爲す法規も、事實上の主張も同様根拠なきものであり、無効であり、空虚であり、而も之を公けにした者の有罪

を意味するものであつたのである。四月十七日附「タイムス」紙の報導に依れば、最後に至つて本來の表現法を緩和し、獨逸の態度を直接難詰することは實行しなかつたと云ふが、此のことに依つて此の違法性は毫も減ずる譯ではないのである。此の際英吉利と佛蘭西との間には字句の上で明白に相違が現れたのである。即ち佛蘭西の原文には、理事會は國際義務の一方的破棄を有罪視且之を強効 (condamne) すると云ふに反し、英國のそれは許すべからざるものと宣告するに止めたことである (*units no unilateral repudiation*)。之は正しく異つた二つの言語を以て完全に一致した文書を作成することの至難であるとより説明されるのであるが、寧ろ其處には明に政策的に微妙な差違が現れてゐるのである。尤も法的立場から見れば、それは無意味なことである。

独く迄無意味なのは何等有益な結果に導くことなく、寧ろ第十六條に關する文書の肩に新な衝撃を附へたに過ぎない彼の委員會の設置であつた。

斯くて獨逸政府は、四月二十日附文書を以て右決議に關與した諸國政府に對し、獨逸を審理すべき裁判官たる権利を否認し、右決議を獨逸に對する新しい差別待遇の試みなりと認め及之を徹底的に拒否する外はなかつたのである。獨逸政府は文書の末項に於て右決議中に處理せらるべき個々の問題に關する態度に付ては、適當の時期に於て宣明することを留保したのであるが、之は一ヶ月後即ち五月二十一日の總統の演説に於て現れた國際情勢調整に關する獨逸の提案十三ヶ條である。

茲に於て國際聯盟の決議は又しても極力拒否せられ、同時に獨逸は「歐洲平和確保の爲の總協力體制に參加」す

る用意ある旨を聲明したが、本協力が餘りに策を弄し過ぎた計畫である爲め、直に水泡に歸することなき様注意を喚起したのである。相互に矛盾する利害を完全に一致せしむることは不可能に屬する故、最少限度の自論見に満足しなければならず、右自論見も徐々にのみ實現を見得るものである。更に歴史的發展に期待をかけ且締結された條約改訂の可能性を虚心坦懐に把握することが必要であらうと述べたのである。

以上を前提條件として、獨逸は交渉に應する準備を爲し、國防軍建設計畫に關しては萬難を排しても之を固持せんとするもので、軍備制限は他の諸列強が之に對し齊しく服從する限りに於て問題となり、殊に獨逸は攻撃に適應する重兵器を除外すべき規範に同意するものであり、獨逸の海軍力を英國の三五「パーセント」に制限することに満足し、空軍力は西歐各國のそれと同率に保有せんとし、従つて凡ゆる軍備競争は最高量確定に依つて之を回避し得るであらう。獨逸は更に諸隣國と不可侵條約を締結し、又ロカルノ條約を航空協定に依つて補充せんとする用意を有し、同様に戦争の人道化を喚起し、道義的軍備競少に合意し、以て言論、文書、映畫及劇に依る戦争挑發行爲抑壓の希望を抱懷するものであると聲明したのであつた。

一三、エチオピア戦争

斯くの如くにして獨逸は今後の商議に對處すべく、新に異論のない合理的出發點を指示したのである。然し之は佛蘭西が選擇し、理事會が自家難局中のものとしたのは別個の物であつた。若し之を用ひんとすれば、成る程諸

列強の完全平等権の範圍内に於ける歐羅巴平和は達成出来るであらうが、然し巴里、壽府に於て意圖する獨逸の恒久的不平等及壓制は達成出来なかつたのである。而も尙形式的觀點より見れば、獨逸は三月十六日附の法律を維持實行し、且四月十七日附聯盟理事會の決議を極く迄拒否した事實が嚴着してゐるのである。若し理事會が面目を保たうとすれば之に甘んずることは出來なかつた。理事會の決議を擇けて之を有效ならしめんが爲め或手段を講ぜざるを得なかつたのである。新設十三ヶ國委員會の討議は一之が成果を齎し得ないことは萬人の豫想する所であつたが一之を歎くことは出來なかつた。

然し何事も惹起されず、獨逸は何等の障礙もなく自己の途を前進することが出來た。國際聯盟は其の決議を實踐に移すことが出來ず、總て國際聯盟の内部に爆發せんとして今日早くも其の脅威を受けんとする紛争の拘束する所となつてゐたのである。獨逸は此の事態を明察して西歐諸國の要求を拒絕すべき正當の時期を選んだのである。佛蘭西は然し將來の發展を決定すべき一事態を自ら創造してゐた爲め、其の對獨逸政策の失敗を甘受せざるを得なかつたのである。

即ち一九三五年一月七日彼の羅馬協定が締結され、佛蘭西は協定の範圍内に於て伊太利のエチオピア政策實現に關與せざることゝし、伊太利は躊躇することなく之を利用したのである。一九三四年十二月五日エチオピアと伊領エリトリア(Eritrea)間のウアル・ウアル湖畔(ウル・ウル)国境紛争事件は聯盟理事會不斷の討議となり、又歲月と共に尖鋭化するに至つた緊張の發足點となつたのであるが、理事會は之が解決に策なく武力に依る解

決は不可避の形勢となりつゝあることが愈々明瞭に現れたのである。茲に容易に豫想せらるることは、英國が伊太利の計画に反対し國際聯盟がエチオピア援助に乗り出すの餘儀なきに至るであらうといふことであつた。

伊太利は、*Jus ad bellum* 即ち自己の裁量に従つて戦争を行使する権利を各主權國に對し無制限に享有せしむる古典的國際法を引用し、且伊太利の亞弗利加植民地擴張が猶額の地に踏踏する伊太利民族の生存上必然であるとの建前にあることも明白であつたのである。エチオピアは平等の權利を有する文化國として承認を受くべき要求を何等提起し得ず、同國の大部分の國民が少數のハム・セム族に依つて奴隸視され、掠取され、更に同國の天然資源が開拓され居ることが専からず重大性を有してゐたのである。然しながらエチオピアは一九三一年以來國際聯盟加入國であり、從つて國際聯盟は規約上其の獨立と領土保全擁護の義務を有する事實が之に對立してゐた譯である。斯くて國際法と巴里和平條約に依つて生れた國際聯盟法との間には矛盾が生じたのである。即ち國際聯盟を根底から動搖、歪曲且行動不能に陥れんとする矛盾が生じたのである。

此の發展の到來は一九三五年春既に感知され、十月三日伊太利軍隊がエチオピアの國境を越えてより完全な發展を遂げ始めたのである。今や聯盟理事會は伊太利が規約を違犯したものと宣言し、直接之に關聯して聯盟國特別委員會を創設して制裁規定適用に關し審議を行つたのである。所が其處では國際聯盟から世界に於ける最後の信望を奪ふと同時に歐洲列強の新情勢を招來し、從つて獨逸の對外政策にとつても亦意義を持つに至つた彼の珍奇な事件が演ぜられたのである。

が完全に失敗を喫する羽目に立到つたのである。最初勧議を聯盟慣例の遷延てより方法に従つた處理し、次で加奈陀に政變が勃發するや、其の提案者は召還され、斯くして本勧議は恰も根據なきものゝ如くされたのであつた。

伊太利は其の相手の弱さを知つてゐたので、自ら開いた途を固守し、其の目的を達成する術を得、驚異的な短時日を以て天然の障礙を克服し、勇敢ではあるが然し拙戦、裝備不充分且歐羅巴の戰術に習熟しないエチオピア軍を征服したのである。一九三六年五月五日早くもアヂス・アベバは陥落し、同九日エチオピアの併合が發表され、斯くして國際聯盟は最後的に凡ゆる武力を行使して伊太利に干涉し以て聯盟加入國エチオピアの國家存立を回復するか、乃至は今や全く空文化した凡ゆる形式の制裁を放棄するかの瀬戸際に直面するに至つたのである。現下の情勢では武力干渉は問題となり得ない爲め、僅に第二の可能性が残されてゐたに過ぎない。長期の交渉を経て七月六日制裁委員會は聯盟加入國政府に對し制裁撤廃を要請するに決し、斯くして國際聯盟史上極めて不詳な一節は終りを告げたのである。然し委員會の執つた行動の結果は存續し、今後其の效力を發揮せざるを得なかつたのである。

伊太利は制裁に依つて障碍を擡ることはなかつたが、此の制裁が伊太利畢生の目的達成を阻害する所の試みであると看做し、之に對して熾烈なる答を爲し、之に關與した國は凡て敵國と看做したのである。伊太利は國際聯盟の處置に對する責任を英、佛兩國に負はしめ、就中羅馬協定の義務に違反する國に對しては公然敵意を示し、反對に制裁に參加しなかつた諸國の行動は公然之を容認したのである。

之に屬する國は聯盟加入國中、當初より其の對伊親善關係の緊密性に鑑み對伊措置に參加せざる旨聲明したアルバニア、奧太利及洪牙利であり、聯盟脫退のブラジル及日本であり、就中脫退通告限が一九三五年十月二十一日初めて満了を告ぐる爲め制裁手段の當初は尙形式的には聯盟加入國であった獨逸であつた。獨逸は脱退通告發表以降聯盟に於ける協力を停止し、更にヒットラー總統は九月十五日ニュルンベルヒ大會の演説に於てエヂオビア紛争に關し、獨逸は何等關係なき同事件に對しては介入せざる旨を強調し、次いで十一月七日「獨逸政治外交通信」は尙明確に獨逸の意思を表明したのである。即ち獨逸は其の無條件和平意思に矛盾すべき凡ゆるものを拒否し、又他民族の苦惱を増大せしむることを欲せず、從つて戰爭利得者の役割は、責任を自覺し、平和を念願する政策とは一致せるものであると思念すると述べ、之に順應して十一月六日附法律に依り戰時器材の輸出には國家の認可を必要ならしめ、十一月九日附を以て或る種原料品の輸出禁止令を公布したのである。斯くの如く獨逸は自國の軍事的並經濟的利害に留意したのであるが、制裁に關與することを飽く迄拒絶し、同時に正式の中立宣言を發せずして中立法の醇化された新解釋を採用したことは尠からず重大であつた。之に依つて獨逸は從來何等の障碍なく行はれ、且陸戰並海戰に於ける中立に關する現行海牙協定の基準を爲す思想に意識的且明白に對立したのである。此の結果中立國は成る程交戰國に對する凡ゆる軍事的援助は禁止されたが、然し經濟的關係に於ては尙自由を有し、特に戰時器材の輸出乃至通過貿易を妨害すべき義務を有せず、從つて中立國々民は兵器彈薬等陸海軍の必要とする凡ての器材を交戰當事國に供給する無制限の可能性を有してゐたのである。世界大戰に於

て此の中立法の無價値が遺憾なく曝露され、何れの中立國も交戦當事國との貿易に依つて自己富裕を斷念しなかつたのである。今や始めて某國は此の種の富裕を拒否し、戰爭利得者たることを欲しなかつたのである。斯くして今日は未だ發揮されなくとも、聽ては必ず遂行され、實を結んで國際法に影響を與へるであらう道義的思潮が鳴り響いたのである。

兎もあれ、獨逸の態度は伊太利に於て稱讃と感謝を以て迎へられ、延ては一九三四年兩國間に介在してゐた對立の空氣も緩和され、兩國及兩國民の間の接近が展開せらるゝに至つたのである。
反之佛蘭西は一人二役を以て得んと望んでゐたのは反対の結果を獲得したのである。即ち伊太利を獨逸より離間して自己の陣營に引入れんとして、今や却て疏遠となり、而も公然敵性に迄昂じたのである。同時に又一九年に鍛えた武器を鉋刀と化せしめ、制裁體制が實際上適用出来ないことを實證し、且國際聯盟の威信に一度と再び取返しのつかない衝撃を與へたのである。

一四、佛ソ相互援助條約

一八七〇年當時駐獨露西亞大使たりしシュワロフ伯 (Schwarzow) は、後日名爵となつた、同盟の惡夢の爲めビスマルクの眠が妨げられると云ふ言葉を強調したが、之と一對をなすものは、以前より、特に世界大戰後甚だしかつた佛蘭西である。即ち凡そ同盟と云ふものは其の極度の憤れの夢が具體化したものであると考へ、又現に考へてゐる佛蘭西である。此の考へから佛蘭西は白耳義、波蘭、チエツコ・スロヴアキアと同盟條約を結び、ユーゴースラヴィア及羅馬尼と友好及安全保障條約を締結し、英吉利と同盟に等しい諒解を遂げ、更に又一九三五年五月二日にはソ聯と相互援助條約を締結するに至つたのである。此の相互援助條約は一つの新しい形式を表現したもので、之に依つて締約國は其の一方が第三國より攻撃を受けた場合相互に援助すべき義務を負つたのである。従つて聯々同盟を問題としたのではなく、政治的文獻が佛蘭西とソ聯との關係を同盟と名付るのは妥當ではないのである。形式的に見れば一見、決定的な意義を有するかに見える差違すらあるのである。それが凡ゆる領域に於ても又一定の個々の問題に於ても、同盟の本質は共同に遵守すべき政策に付き協定することに存するものである。之に依り必然的結果として、相互援助の義務が發生する。反之相互援助は斯かる共同政策を認めないのであつて、唯第三國側よりする攻撃の可能性を注視し、此の攻撃に對して援助行為の義務を確定することに存みである。然し實際上は此の差違は單に表面的なものに過ぎない。然り、吾人は斷言する、原因と結果が混同される前提と結論が混同されて居るに過ぎないのである。即ち同盟に於ては共同政策に依つて相互援助の義務が生ずる如く、相互援助條約に於ては相互の援助義務が強制的に共同政策へと導くのである。相互援助條約は普通相互に緊密な關係に立つ國家間にのみ締結せらるべきものであるが、締結後之を越えて不可避的に常に相互の干涉が行はるゝものである。之は兩締約國の何れも他國の政策の結果生ずべき紛糾に依つて不意打を受けることを欲しないからである。従つて形式的差違に拘らず同盟條約と相互援助條約とは之を其の本質と效果より見れば、原則

として相互に平等視することが出来るのである。

初めて然し乍ら國際聯盟加入國間の同盟及相互援助條約はそれ自體聯合規約に矛盾するものである。ウイルソン大統領は、一九一八年九月二十七日の演説中第三項に於て、國際聯盟内部に於ては「同盟乃至聯合、特別協定乃至諒解」は存在を許さずとの要求をなしたのである。事實之は國際聯盟の精神に矛盾したものであらう。然して國際聯盟なるものは、ウイルソン大統領が演説第三項に述べた如く「共通共同の家庭」たるべきものであり、同盟は凡て締約國間の緊密關係樹立と共に、不可避的に第三國との對立を醸成することは否定出来ないことである。聯合規約第二十條も實に的確に「本規約の條項と兩立せざる凡ゆる義務又は諒解」の廢棄を宣言し、且聯合加入國に對し今後本規約の條項と兩立せざる一切の約定を締結せざるやう義務付けたのである。然るに本規約の完成中早くも此の思想を貫徹することの困難が生じたのであつた。

ウイルソン大統領は、モンロー主義の爲め何等かの留保を爲さなければ上院が國際聯盟加入に反対するであらうとの確信に到達したのである。勿論之は實際に於て亞米利加の政略を表現する以外の何物でもなく、従つて一九一八年九月二十七日のウイルソン演説第三項及國際聯盟規約第二十條の禁令には抵觸するものではなかつた。然し亞米利加人の見解に依れば、此のモンロー主義から全大陸に跨る合衆國の保護権が發生し、又斯様にして新世界諸共和国間に緊密な結合が樹立された爲め、彼はモンロー主義を有利ならしむべく留保を勧議したのである。然るに佛蘭西は此の機會を捉へて更に同盟體制の創設を許容すべき留保を要求し、之に依つて佛蘭西は戦

争の結果獲得した優越的地位を維持しやうと願つたのである。斯くて聯合規約第二十一條が成文化されたのである。之に依れば、一方に於て仲裁々判條約、他方に於て「モンロー主義の如き一定の地域に關する諒解にして平和の確保を目的とするもの」の效力には何等影響なきものとすと云ふのであつた。斯ぐの如く佛蘭西は此の規定を利用して、歐羅巴に右の一定地域に關する諒解の網を張り廻らし、以て平和の確保の爲めではなくして、巴里獨裁の維持の爲めに之を利用したのである。小協商國協約も之に屬するものであり、又同様に佛蘭西自身が締結し、之に依つて地域的諒解の概念を許し難き方法の下に敷衍した彼の同盟及友好保障條約も之に屬するものである。而も之等は一定の地域に屬し又同地域内の關係が調整せらるゝ國家間の諒解ではない。佛蘭西自身の属しない地域の運命に自らの決定的勢力を確保した政治的條約であったのである。若し佛蘭西とソ聯との間に締結された條約が一定地域に關する諒解の概念中に包含せらるゝものであるとすれば、それは聯合規約第二十一條に著しく矛盾するものであり、且適用であつた。

のみならず一九三五年五月二日の右佛ソ相互援助條約は聯合規約の他の根本的規定に違反したもので、此のことは同條約本來の核心を爲す第三條中に最も明瞭に現れてゐる。即ち佛ソ兩國は其の一方が歐羅巴の一國より挑發に因らざる侵略の目標となるべき場合には、聯合規約第十六條に依り相互に直に助力及援助を與ふることを約すといふのである。更に同條約附屬議定書第一項は之を補足して兩締約國は一致して國際聯盟理事会をして當該事情が必要とするだけ速に第十六條規定の勸告を發生せしむる様行動するものとし、又右に拘らず理事

會が何等かの理由に因り何等の勧告をも發せざるか又は全會一致の表決に到達せざるときと雖も、援助の義務は適用せらるべきものなる旨を述べたのである。右は換言すれば佛ソ兩國は成る程最初は聯盟規約の範圍内に於て行動し、且聯盟理事會をして勃發したる紛争を解決せしむべく努力するであらうが、然し佛蘭西若ほソ聯が自ら平和的行動を採つたにも拘らず、侵略の對象となつたとの意見に全會一致を以て到達せざるとき及從つて其の相手國に對し制裁規定を發動する決議が爲されざるときは、兩國は獨斷を以て此の相手國を侵略するであらうといふのである。

斯くの如くして兩締約國は、其の相手國の挑發に因らざる侵略が存するか否かを自らの手で決定する権利を要求したのである。彼等は嚴正なる法廷にのみ許容せらるべき裁判上の權能を借取したものである。此の規約の權能が政治的考量に依つて決せらるゝ聯盟理事會に附與されたことが既に由々しい問題であるとすれば、兩締約國が其の實行を將來に亘り愈々取つたことは、全く我慢出来ないものであつた。假令彼等に好意を寄せる迄に至つても、政治的緊迫の瞬間に於て侵略行為が畢竟何れの側より生じたかを決定することは永久に困難であり、否全く不可能である。之は歴史的經驗に依つて幾度となく示された所である。斯くて相互援助條約の右の規定に依つて國聯の貢献すべき戰爭防止の全組織は空洞化し、無價値化したのである、同時に又佛蘭西並ソ聯が署名したケロッグ條約も之に依つて無視された譯である。右の條約は成る程被侵略國に對し自己防衛を認めたのは勿論であるが、然し締約國の戰爭參加は之を許容しなかつたのである。

當時國聯體に唯形式的に屬してゐたに過ぎなかつた獨逸は、此の聯盟規約違反には何等觸れることが出來なかつた。又ケロッグ條約維持の爲めにも遅延を感する必要はなかつた。獨逸にとつて決定的なのは相互援助條約が一九二五年十月十六日のロカルノ條約、就中所謂ライン保障條約に重大な矛盾を來すといふ事實であつた。ライン保障條約は獨逸を一方とし、佛蘭西及白耳義を他方とし、更に英吉利及伊太利が保障國として連署した不侵略條約である。即ち獨、佛、白三國は如何なる事情に因るも相互に武力を行使せず、寧ろ外交手段に依つて解決を見る事能はざる紛争事件は凡て之を調停委員會、若くは仲裁々判所に提起することを約し、夫れにも拘らず締約國の一方が侵略行為を犯したときは他の一方は遲滞なく理事會に訴願すべきこと、若し右締約國が侵略の事實を認めたときは被侵略國に對し援助を與ふべき連署國に通告し、條約違反の存するや否やの決定は佛ソ相互援助條約に於ける如く締約國自體に在るのでなく、理事會從つて同時に、自ら協力の責任を負ひ自己に課せられた責務を自覺した保障國の手に在つたのである。成る程參加國の利害に依つて決せらるゝ政治的考量が加へられ、従つて完全なる公平は保障されなかつたが、畢竟政治問題に於て可能な限りの公平は期待出來たのである。然し強調したいことは就中決定権が締約國の一方に歸屬してゐなかつたことである。

按て然し彼の佛ソ相互援助條約と關聯して全然別個の現象が生ずるに至つた。之は二重の點に於てさうであつた。佛蘭西が若し獨逸の侵略を受けたと信じ、又ソ聯も同様の見解を有したとすれば、ソ聯は場合に依つては理事會が此の兩國の見解を確認しなくとも反獨行動を取らざるを得ないし、事情によつては直接理事會の裁決に反

對にしても行動を取らざるを得なかつたのである。斯くして獨逸に對し約束された保障は罕しく滅殺さるゝに至つたのであつて、之を知るため獨佛國境に惹起された事件を持ち出した譯であるが、佛蘭西は聯盟理事会に訴願し、理事會は戦争責任問題が解明されてゐなかつたことを發見して、對獨制裁権能を發揮することを拒絕したのである。之に對してソ聯は相互援助義務を遂行する爲め獨逸を侵略したが、佛蘭西が之に端を發した戦争に中立を守らないであらうことは明瞭であつた。斯かる場合英、伊兩國が獨逸援助に急行するが否かは、援助行爲の危険がソ聯の參加に依り條約締結當時は豫想し得なかつた程拡大した爲め、公然の問題であつたわけである。

獨ノ衝突の可能性が専重大であつた。若し斯かる衝突が生じ、且ソ聯が獨逸より侵略を受けたと主張したならば、佛蘭西は獨逸に對し行動を起す義務を有し、而も之は侵略の問題が疑問視された場合すら行使せらるゝものであり、又獨逸がソ聯の或る種の行爲に依つて事實之に武力を行使するに立到つたと見るべき場合疑もなく此の事は適用されるのであつた。斯くて此の行爲が挑戦と看做されや否やの問題が論争の中心となり、此の決定は再び佛蘭西の握るところとなつた。佛蘭西が若し之を否認すれば獨逸にとりロカルノ條約の保護は停止され、獨逸は自國生存の爲め二線戦争を實施しなければならなかつた譯である。

然し佛蘭西が惡意を以て行動し、ソ聯亦佛蘭西の誘ひにより之と結束して獨逸との紛争を惹起し、之を打倒する機会を捉へるやうなことは考へられず、又此の場合佛蘭西は相互援助義務を履行したのであるから、従つて挑戦に因らざる侵略の責任は無いのだと主張し得る以上、佛、ソ兩國は英、伊兩國の中立を期待した譯であるが、

斯かる可能性は毫も考慮されなかつたのである。

以上の如く佛ソ相互援助條約に依り、ライ恩保障條約は其の全價値を奪はれ、残るは唯佛蘭西を侵略しないといふ獨逸の一方的義務のみとなつたのである。然るに佛蘭西は獨逸に對し直接間接全く自由の立場に立つたのである。斯かる事情にあつて、獨逸が佛ソ相互援助條約發表後五月二十五日ロカルノ條約締約國宛抗議文を送付し、右兩條約の矛盾を指摘したことは當然のことであつたのである。然るにロカルノ條約國は回答書に於て、獨逸の主張する思想を法律的證據を弄して反駁したのであつた。獨逸は倫敦、巴黎、羅馬及ブラツセル駐劄自國各代表を通じ口頭を以て佛ソ相互援助條約に飽く迄反対を主張し、且本件を落着したものと看做し得ずとの申入をなさしめたのである。

一五、一九三六年三月七日—ロカルノ條約廢棄宣言

最初獨逸は此の留保を通告するに止め、直接行動の動機は存しなかつた、佛ソ相互援助條約が效力を生ずる爲めには批准を必要としたが、之を行ふか否かは、佛蘭西の輿論が之を批判するに當つて聊も一致してゐなかつた爲め未だ豫想はつかなかつたのである。勿論此處では右條約がロカルノ條約と合致するか否かは問題ではなかたが、右條約に依つて誘致されたソ聯の結び付きに對する反対が生じたのである。世界大戰前の佛、露同盟の追憶が右翼方面に於て如何に生々しく、又對波蘭關係の冷却に當面して右同盟を再び復活せしめ、以て獨逸を將來に亘

つて挙撃せんとする希望が如何に強烈なものであらうとも、ボルシェヴィズム・ソ聯への接近に依つて生ずる内政的危機は蔽ふべくもなかつたのである。さればこそ意見の相違に直面して議會に於ける相互援助條約審議は遷延を來たしたのであるが、然し遂に異黨が多數を占めて勝利を獲得し、一九三六年二月二十七日下院は條約の批准に同意したのである。但し上院の同意は未だ實現を見なかつたのである。尤も假令投票數は僅少であつても同意を與へ條約は效力を發生するであらうことは疑ひない所であつた。案の條、三月十二日上院を通過したのである。

其の間獨逸は行動を起してゐた。

即ち條約却下が上院で期待出来なくなつた三月七日獨逸政府は駐伯林ロカル

ノ條約參加國大使に宛て覺書を手交し、重ねて右兩條約が相容れない旨を陳述し且ライ恩保障條約が其の真義を

喪失して實際上廢棄同然となつた旨を論斷し、從つて獨逸は最早や本條約の拘束を受くるものではないと主張し

たのであつた。

同時に之は議會に於ても公表され、又ヒットラー總統の演説に於ても論證されたのである。同聲明は然し單なる條約廢棄確定以上のものを包蔵し、同時にライ恩地方に關する獨逸の無制限主權の再建を闡明したものである。

ライ恩保障條約は、一方獨逸、他方佛蘭西及日耳義が凡ゆる侵略を相互に中止すべき旨の規定を以て盡きるものではなく、右條約は此の外ヴェルサイユ條約第四十一條及第四十三條の規定を嚴守すべき義務を獨逸に對し課したのである。即ち獨逸はライ恩河の左岸及幅五十糎の地帶内の右岸に於て要塞を保有構設し若くは駐軍することを禁ぜられたのである。此の軍事上並政治上極めて苛酷な獨逸主權の制限は右第四十一、三兩條違反が凡て侵略

と看做さるゝ限りに於て、不侵略條約と關聯を有するものであつたが、然し同時に獨立の意義を持つものであつた。元來ライ恩保障條約は不侵略條約とは全然別個に確定され、且佛蘭西の侵入に對し國境を開放する目的を達行したものである。従つて内容より見て右は元來條約第三編に屬するものではなく、武裝解除規定を包括した第五編に屬すべきものであつた。それ故獨逸が一九三五年三月十六日既に其の國防権復活の範圍内に於て右を存立理由なきものと宣言したのは、結局條理あるものであつた。然し此の行為に對しては、獨逸主權の此の制限がライ恩保障條約中に承認され、従つて他の武裝解除規定に對し根本的な特殊地位を占めてゐたと云ふ事實が障碍となつてゐたのである。國民主義の反對派から當時全力を盡して闘はれ、今日の結果を招來した政治のことを今日今更價值判断しても始まらぬのである。ライ恩地方武裝解除に関する規定を自由意思的に承認した事實は存在してゐるのであつて、ライ恩保障條約が有效である限り、獨逸政府は其の拘束を受くるものと考へ、右條約が相手國の條約侵犯行為の結果其の效力を喪失するに至つて始めて右の規定を無視したのである。即て此事あつて以來尙右規定はヴエルサイユ條約、就中同第五編（軍事條項）の妥當性に對して異議を申出することが出來たのである。聯合國側が引受けた軍備縮少義務の不履行、一九一八年十一月五日の平和條約侵犯、主權國の國防権に對する基本権侵害の非道義性等、之等凡ては獨逸に對し第四十一條及第四十五條の規定を破棄する権利を與へたこととなり、然かののみならず一九三六年三月七日並其他一九三五年三月十六日の措置の妥當性を論證する爲め、當然事應存續の原則を補足することが出来るのである。

此の事態存續の原則は國際法學の通説に依れば、如何なる條約も、其の條約が締結せられたるときの事情及締約國が其の出發點とした前提條件が變更せざる間に限り有效であるとの留保が存在することを指すものである。此の學説は理論的には勿論論争されたが、然し實際的には常に一國が自らに強要された條約を破棄する事實上の可能性を有する場合に適用されたのであつた。就中著名なのは一八五六年三月三十日の黒海中立化に関する巴里條約の破棄である。之は露西亞主權の制限を強要したクリミヤ戰爭の相手國が、獨佛戰爭の爲め干渉を妨害されたとき、即ち一八七〇年十月三十一日露西亞が行つたものである。露西亞の相手國は抗議文に甘んじたのであるが、次いでビスマルクの發起の下に巴里條約加盟國會議が倫敦に招集されたとき、會議は一八七一年三月十三日附を以て條約の神聖に關する聲明を發し、同時に黒海に於ける露西亞の無制限統治權を承認したのであつた。獨逸に對し凡ゆる條約の拘束性を主張する佛蘭西も自己の利害に適應した場合には、此の事態存續の原則を有利に利用したのである。即ち佛蘭西は他の同盟聯合諸國の同意を得て、ヴェルサイユ條約第四三五條により、上サヴォイ(Sebastopol)及セツクス(Gex)に於ける佛蘭西主權を瑞西の爲めに制限されてゐた一八一五年の條約を瑞西の承諾を求めずして廢棄したのである。又専から予顯著なことは、一九三二年の佛蘭西議會の表決である。之によつて政府は自由意思的合意に基く戰債利子償却金の亞米利加に對する支拂を停止する様要求されたのである、最後に尚チニス及モロツコの國籍問題に關する英佛の紛争を想起しなければならない。之は一九三三年海牙の常設國際司法裁判所に於て審理されたものである。佛蘭西の國際法學者ラブレーデル(Laprade)は政府代表とし

て一八五六年十二月十九日の條約は「其の存續如何が論争の中心であつた一永久的期限に亘つて締結されたものであり、「永久的期限に亘り締結された條約は事態存續の條款に基いて破棄される」旨を聲明したのである。」
斯かる事情から獨逸の措置の合法性についても異論を挙むことは出來ないのである。一九三六年三月七日獨逸の採つた行動は、一九三五年三月十六日の場合と同様現行國際法の範圍内に於て爲したものである。自己の権利を確信し居る以上、獨逸は獨占且一方的にライン保障條約の破棄を通告し得ないし、寧ろ交渉の方法に依つて條約相手國の承諾を得るか、或は佛ソ相互援助條約が事實ライン保障條約を無効ならしめたか否かに付き常設國際司法裁判所に其の決定を仰ぐべき義務があるとの相手國の抗議も亦全然理由なきものであつた。國際法が各主權國の自衛権を認め、従つて主權國は直接自らの行動に依つて自己の要求を實現すべき権能を容認されてゐるが故に、右は根本的に根據なきものである。而も獨逸の権利を相手國が承認するが如きとは期待出来ない所であつて、之は何も證據を要しないのであつた。佛蘭西若くは他の聯合國の一國が獨逸のライン保障條約よりの解放要求及ライン地方に於ける獨逸主權の復活要求に對し如何に確信あり、又正當な證據があつても之を承認し得るとは何人にも信ぜられないことである。再び常設國際司法裁判所に提訴することは同裁判所が國際聯盟規約に依り法律問題に關してのみ権限を有し、一方政治的事件は聯盟理事會に提出すべきものなるが故に問題とならないわけであつた。之は聯盟規約第十三條第二項及仲裁裁判所並理事會の慣習に依るものであつた。然しライン保障條約に關する係争は成る程法律的基礎に基くものであるが、同時に幽く迄政治的性質に因るものであつた。事實佛

REEL No. A-0324

アジア歴史資料センター

蘭西も亦此の見解を認めたのである。認めなければ仲裁裁判所に提訴したであらう。然し佛蘭西は之を止め、與此の措置を中止したことに因り獨逸を非難するに甘んじたのである。

獨逸は佛蘭西に依つて無價化された條約の廢棄文に限定せず、獨逸の西歐隣國關係再樹立に關する積極的提案も之に結び付けたのである。斯くて獨逸は再獲得した主權のみ依存することを欲せず、寧ろ平和を促進し、正義をして支配せしめんとする意向のあることを新に立證したのである。

一六、獨逸の和平案と西歐諸國協定

一九三六年三月七日の獨逸提案は斷乎たる決意と明朗性とを構成するものであつて、之はロカルノ條約の廢棄とライン地方の軍事権再建とに依つて創成された情勢を其の出發點として擇び、之を寫實するものである。

此の情勢はそれ自體成る程最後的なものに見られたが、然し獨逸は佛蘭西の心理の特異性、其の極端な銳敏性、及其の病的とも云ふべき猜疑心を考慮し、其の結果佛蘭西及白耳義には平和保障の特別措置を提案したのである。勿論右の措置は完全なる平等権に立脚するものである。獨逸は技巧的な考へであるが非武装地帯を新に設置し、而も佛、白兩國も亦其の國境に同様、非武装地帯を設置することを前提としてのみ之を實現すべき用意ある旨を聲明し、同地帯を他方の希望あれば之を擴張し得るものたらしめやうとし、更に佛、白の西、東兩隣接國と不侵略條約を二十五ヶ年間、即ち同種條約の常とする期間より著しく長期の條約を締結せんとしたのである。之こそ獨逸

提案の精神を特記するものであるが、之には来るべき時代を背負ふ國民が生長して隣接國との平和的關係に慣れ今日尙獨逸民族、就中佛蘭西民族を壓迫しつゝある精神的重壓より解放せんとする思想が包藏されてゐたのである。

此の獨逸提案は英、伊兩國の保障を條件として行はれたもので、従つて往時の價値を全部包含するが、然し汚辱され來つた不平等の呪ひを振り棄てた新ロカルノ條約を創造せんとするものである。

然し之は體て施設せらるべき建物の礎石に過ぎなかつた。獨逸は更に進んで和蘭をも此の條約體制に參加せしめやうとしたのである。勿論和蘭は世界大戰中も又大戰後も其の中立を嚴守し、従つて其の國家的存在は一白耳義に依る外は一毫も脅威を受くることはなかつたのである。にも拘らず終始邪推と疑惑が生じ、遂には國民に妙な印象を與ふるに至つたが、今や「掃せらるゝ」に至つたのである。更に西歐諸國間の空軍條約が提案されたが、之は一般不侵略條約が空軍の攻撃を放棄するものである以上、餘計なものとされたのである。然し此處にも亦佛蘭西、白耳義更に英吉利といふ廣範囲に亘つて根を張つてゐた考へを考慮したものである。勿論此の考へは否認すべきものであつたが、

斯くして獨逸の提案は西部歐羅巴の平和體制の映像を産み出すに至り、而も之はロカルノ條約が目的としてゐたものより以上確固たるものであつた。

獨逸の提案は之に満足せず、全歐羅巴の情勢を注視し、東部歐羅巴の和平招來達成をも希念してゐたのである。

従つて獨逸は其の全隣接國と不戦條約を締結する用意ある旨を明にし、リスアニアがメーメル地方の自治完成を企圖することを當然の前提として、之とも不戦條約を締結せんとしたのである。此の提案は若し實現の際は東部歐羅巴の平和を保障するに足るものであつた。而も之は戦争衝突を防止する所が不可避的に個々の紛争を惹起せざるには置かず、究局に於ては唯佛蘭西の東部歐羅巴支配を理論づけるに資する丈の人爲的な及血腥き紛糾の萌芽を胚胎した一九三四年七月十三日の佛蘭西の東歐諸國協定體制より確實に平和を保障するものであつた。新ロカルノ條約及東部歐羅巴平和保障は實質すべき獨逸の寄與であつた。然じ獨逸は更に一步を進めて、平等権を獲得し其の全領域に關する統治権を回復した以上、國際聯盟復歸の用意ある旨を言明し、而も聯盟規約が依然ダ・エルサイユ條約と結合し、又獨逸の植民地要求問題が未解決であつたにも拘らず猶且聯盟復歸の用意ある旨を言明したのである。

獨逸は右の兩問題解決を遷延せしめても又無條件に他列強との協力を再び開始しやうとし、更に獨逸と日本の脱退に依つて國際聯盟は其の機構に動搖を來す迄に貧弱なものとなつたが、之に土臺を得させやうとしたのである。更に獨逸は、國際聯盟が嘗てはダ・エルサイユ條約保障の道具であつたことは之を忘れやうとし、斯くして國際聯盟を世界を網羅する眞の平和組織たらしめるが爲め全力を傾注しやうとしたのである。

一九三六年三月七日の獨逸提案は概略的に見て、一個の案計を爲すものであり、それが建設的性質を持ち、規模と統一の點に於ても論駁の餘地なく、又現實に近いものであることを否定出来ない所であつた。即ち同提案

が空中樓閣的妄想を創成せんとするのではなく、國際生活の實相と相手の氣持とを充分考慮したものであつたのである。國際聯盟、不戦條約、保障條約、非武装地帯之等凡ては無限に多くの弱點と欠陥を持ち、妙く共理論的に完全な法的形態を案出しあうとしたことは確かであらう。然しながら凡ゆる世界改善は之を遠ざけて、人間及國家を有るが儘に解釋せんとする獨逸案の強味の一つは正に茲にあつたのである。夫れ故、他の列國は恐らく其の變更や補足を提議し、留保を爲し、又躊躇はしても、結局は大體に於て同意するであらうと期待してゐたのである。

然るに此の獨逸案は實現を見るに至らなかつたのである。それにも拘らず獨逸は同案に拘泥するに答へではなかつた。同案は獨逸が其の軍事平等權の回復と主權の再建とに満足するものでなく、歐羅巴の平和確立に如何に懸命に盡瘁したか、更に又之にも拘らず依然として平和なき支離滅裂の世界に生きなければならぬとすれば、それは獨逸の負ふべき責ではなくして、其の敵國が負ふべき責である旨を最大の證明力を以て實證したのである。エチオピア紛争は頂點に達してゐた。伊太利は二月中に断乎敵對行動に出で、同盟國エチオピアの國運が僅々數週間精々數ヶ月の運命であつたことは一點の疑ひも存しない所であつた。制裁實施の責任國たる英、佛兩國は

此の爲め又もや重大な使命を負はされたものと見られ、而も新しい重大紛争に介入することは考へ得れなかつた。佛蘭西はそれにも拘らずストレーヴ戦線の再建を考慮したが、然し伊太利は聯盟規約違反の非難を放回せず、又制裁を撤廃しない限り凡ゆる共同計畫は之を拒否したのである。夫れにも拘らず巴里においては、前年ストレーヴ及諸府に於て爲された決議と同様、今回の決議が全文となれば、其の爲め佛蘭西自體延ては國際聯盟の威信も地位に墜ちるだけであることを認めざるを得ず、斯くて佛蘭西は三月八日聯盟理事會の招集を勧説し、獨逸は聯盟事務局總長より同理事會参加方を要請されたが、獨逸代表が討議及決議に當り、理事會參加國代表と平等に権利を行使することを條件として、之に參加する用意のある旨を言明したのである。之が承認されて、リツベントロップ大使は獨逸の立場を宣明し得る可能性を與へられたのである。三月十九日の理事會の結果に對して之は勿論何等の影響も與へなかつた。理事會は法律的並政治的論據には耳を藉さず「獨逸政府がヴェルサイユ條約第四十三條違反の行爲を爲した」ことを認めて理事會の使命に應へんと考へのみならず、更に聯盟事務局總長に對し、ライン保障條約第廿二規定に關して「理事會の意見を躊躇することなく、條約調印國に諒解せしむるやう」委託したのである。之は英、伊兩國が軍事的措置に訴へるやう要請された意味を有つた謂ひであつた。リツベントロップは理事會々議の決議を簡潔に結論して之を拒否し、以て右決議が歴史の判決の前には存在しないものであると確言したのである。

理事會々議の直後、西歐諸國の會議が行はれ、其の結果英吉利及伊太利は、白耳義及佛蘭西が攻撃を受くべき

場合之を援助し、又右援助行爲準備の爲め參謀本部と不斷に連絡を保つ用意ある旨を言明したのである。右は三月十九日に合意が成立し、次いで四月一、二の兩日英吉利外相イーデンは駐英佛蘭西、白耳義兩大使に對し、英吉利は右の約束を履行する旨正式通告を爲したのである。反之伊太利の同一聲明は發表されず、四月十日のロカルノ條約締約國間會議の際伊太利代表は伊太利及其他の西歐諸國、就中英吉利との間に存する緊迫狀態に言及し、同時に彼は「新ロカルノの基礎の上に立つ歐羅巴再建事業に伊太利の參加及其の協力が所望されてゐるか否か」若し所望される場合、伊太利は冒險と責任を負ふ何等の理由なく、從つて又其の政治的態度を決定することを留保するであらうとの正式質問を發したのである。之に對しては回答されず、爾來伊太利は他のロカルノ條約加盟國の行動参加から手を引くに至つたのである。

然るにロカルノ條約加盟國と獨逸との間に意見の交換が行はれ、國際聯盟理事會は全く前面に現れず、三月十九日の同決議に從つて理事會は同日附の西歐諸國の覺書を承認し、對獨交渉繼續に關し理事會に絶えず報告を行ふ様西歐諸國に依頼するに止めたのである。其の結果ロカルノ問題は終始議題に上つたが其の都度延期され、而も右交渉は何等進展を見なかつた爲め、別に變つたこともなかつたわけである。

交渉の出發點を爲すものは三月十九日附西歐諸國の理事會覚書であつた。惜しむらくは右覺書は獨逸の全般的和平案に現質的に立入ることを忘却してゐたのである。即ち後日檢討するとの空約束に甘んじて、ライン地方の新規非武装を主旨とする提案を行つたのである。獨逸が拒否したことは自明の理であり、獨逸の相手國が斯か

る態度に出たのに、獨逸は三月三十一日の文書を以て更に廣汎な平和案を再度開陳したことは並々ならぬ好意を意味するものであった。之に對し佛蘭西は四月八日附二通の覺書を以て回答を送り、一方に於て條約の神聖を執拗に固持し、他方に於て周知の如く佛蘭西の意味する歐羅巴平和保障體制の再建を企圖し、巴里平和會議中凡ゆる方面の反対を蒙つた國際軍備制案を新に提唱したのである。加之右の兩覺書はとの國際儀禮にも伴る誓調を以て作成されて居り、獨逸は之に對し回答を發する價値なしとしたのである。西歐諸國も亦之が今後の交渉に貢献するものではないことを認めてゐるやうであった。世間も事情によつては之を棄てゝ顧ないことを、伊太利がロカルノ條約加盟國から脱落した四月十日の會議に於て交渉の續行方を英吉利に委託したのである。

一九三七年に至る迄、長きに亘つて文書の交換が行はれたが、何等の實效を見ることは出來なかつた。それは佛蘭西が形式上は新ロカルノ條約の必要性を主張したにも拘らず、實際上は毫も興味を持つてゐなかつたことより説明出来るのである。四月一二兩日の英吉利保障に依つて一時的解決が見出され、之は先づ佛蘭西に其の必要とする保障を與へ、總て實際的同盟に對する英吉利の一方的保障を形造ることに成功したのである。即ちイーデン氏が一九三六年十一月二十日レミントン(Leominster)に於て行つた演説中、英吉利の相互援助義務を力説した後、デルボー佛外相(Delbos)は一目瞭然たる奇襲を断行した。即ち彼は十二月四日の議會に於て佛蘭西も亦突發に因らざる侵略に對し、英吉利擁護の爲め其の全兵力を用ひるであらうと聲明し、イーデン氏は此の求める聲明を拒絶する丈の決意を見出しえず、寧ろ彼は十二月十日の下院に於ける質問に對しデルボー佛外相の

約言は英國政府の受納する所であると答へ、斯くて從來の一方的關係は相互的性質を帶びるに至り、佛蘭西は事實一九三九年以來努力し來たり、而も常に英吉利に依つて拒否された同盟關係樹立に成功したのである。之に關聯して回想されることは、佛蘭西が英吉利との同盟條約締結を企圖した一九三五年にも、英吉利は斯かる拘束を免れんとする目的の爲めにこそロカルノ體制を考案したこと、又當時佛蘭西は其の本來の目的を達成することが出来なかつた爲め、獨逸と諒解を遂げやうとしてゐた事等である。今若しロカルノ條約に代つて英吉利との同盟が登場したとすれば、それは佛蘭西本來の願望が實現したことを意味するものであつた。然るに露西亞との大戦前の同盟は一九三五年五月二日の相互援助條約に依つて更新され、斯くて佛蘭西が世界大戦に勝利を得、其の最も冒險的な夢を實現し得たと同様の情勢が生れ出たのであつた。

斯かる事情より見れば、獨逸のロカルノ條約廢棄を繞つて終始強調されてゐた憤懣と、新西歐諸國協定の締結後常に操返されつた希望とは、唯佛蘭西が完全に満足してゐた事態を隠蔽する目的を有つてゐたに過ぎず、夫れ故にこそ獨逸の和平案は何等の反響を見ず、又此の和平案が公けにした幾多の可能性も遂に實現を見るに至らなかつたのである。

一七、獨逸の霸權確立

一九三五年三月十六日(ヴェルサイユ條約事項破棄宣言)と一九三六年三月七日(ロカルノ條約一方的破

棄宣言)の行為に依つて獨逸は国防主権と共に完全な主権を回復したが、之上並んで獨逸の大事業を補進完成した其他幾多の措置が存してゐたのである。

國防軍建設に関する法律は陸軍に付いてのみ規定したものであるが、海軍及空軍も亦再建されるべきは自明の理であつた。海軍はヴェルサイユ條約に依つて陸軍と同様制限を受け、獨逸海岸防衛と獨逸商船航行防衛とを不可能たらしめたのである。然しながらヴェルサイユ條約第一九八條は「獨逸は陸軍又は海軍の航空隊を保有することを許さず」と規定したが、今や此の規定は、數量及裝備に關して全く不備な軍隊を保有する外なきに至らしめた彼の陸軍條項と共に撤回されたのである。

獨逸空軍は前リヒトホーフエン航空隊司令官ヘルマン・ゲーリング指導の下に隠密且執拗な努力を以て再建せることを明にする可能性が産れたのである。デーリー・メール紙記者ワード・プライス(Ward Price)との會見に當つて、航空大臣、航空大將ゲーリングは此の轉換を明にしたのである。同記者の通信は「獨逸空軍は、飽く迄祖国を防衛せんとする熱烈なる感情に貫かれ、他面又他民族の平和を脅威するが如きことは断じて力を用ひないであらうことを確信するものである」との獨逸新國防軍の精神を特徴づける聲明を以て結んだのである。外國は之に反對せず、専ら獨逸が此の方面に於ても平等権を希望してゐた事實を認め航空條件問題を獨逸の参加の下に再検討することを示唆して暗黙に之を承認したのである。

又獨逸海軍の再建に關しても特に印象的な形式を以て間接に承認が與へられたのである。

一九三五年三月二十四日より二十六日に至る英國々務大臣サイモン卿及イーデン氏の伯林訪問に當り、兩氏は獨逸が國防権を回復した後は海軍力比率を確定すべき交渉の開始が目論まれ、斯くて二ヶ月後の五月二十一日ヒットラー總統は演説十三項目の第八項に於て右交渉の基礎が成立したことと聲明したのである。即ち總統は、獨逸が新たに建艦競争を開始する意圖なく又其の必要性も將又能力もないこと、獨逸政府は英吉利の生存の重大性と、従つて其の世界的海軍國の防護に任すべき資格とを認め、我々は之と反対に自國の生存並自由を擁護するに必要な凡てのものを產出しやうと決意し、更に英、獨間には從來唯一の戦争を行つたのみであるが、英國々艦案に同意し、更に又英吉利は獨逸と同様相互間の疑心、敵意の時代は終末を告げたものと見做し、獨英關係史上新に第一頁を締くことが出來たのである。

第二章 國防主権を論つて

之等純政治的考量には更に法律的性質の考量が加はるのである。三月十六日の獨逸の措置に依つて成文法と現行法との間には、蔽へからざる矛盾が生じたのである。事實ヴエルサイユ條約第五編は最早存在せず、之に對し署名國は其の效力持続を固持したのであるが、然し兩者を拘束すべき判決を與へ得る裁判機關を欠いてゐたのである。緊急當事國の一方が條約廢棄通告期限満了迄は單に形式上は國際聯盟に屬してゐても、國際聯盟の権限を與へぬなかつた爲め、此の裁判所の設置は認め得ない譯であつた。従つて唯二つの可能性が存在するのみであつた、一つは獨逸の相手國が形式的な法律的立場を固執して、成文法と現行法との對立を永久化し、そうして原則的にも又實際的にも望ましからず、時の經過と共に慨歎すべき結果を招來すること必然な状態を創造することであつた。第二の可能性は獨逸の相手國が、夫れ自體矛盾し且見込なき立場を放棄して、新に法律を制定する爲め、獨逸と諒解を遂げんとする試みであつたのである。

英吉利は傳統を保持して實際生活の必要を形式に優先せしめやうと決意して、對獨交渉に應する用意を示し、此の理由丈で三月十六日の獨逸措置を新法律の基本として承認し、同時に英吉利言論界は四月十七日の聯盟理事会の決議を以て、ヴエルサイユ條約第五編の論争は解決を見た旨公表したのであつた。英吉利は獨逸の行動を是認はしなかつたが、然し眞造此のことが事實となつて現れるとは考へなかつたのである。此の事實は現存してゐる此の事實を期待するものでなく、又獨逸がヴエルサイユ平和獨裁規定に依つて無裝備であるとの虚構を維持することも全く假の骨頂である。否之と反対に無法状態に代ふるに新法律を以てし、斯くして一般軍備競争を防ぐことを爲め凡ゆる試みが實行されなければならないのである。

此の考へに依つて英吉利の態度は決定し、其の結果一九三五年六月十八日獨、英海軍協定が締結されたのである。本協定は獨逸艦隊の對英全海軍力比率を三十五「パーセント」と爲し、右比率は他國の建艦に依つて影響せられるものとし、但し之に依り海軍々備の一般的均衡が破壊せられたときは、獨逸政府は斯くして生じたる新事態を検討するやう英國政府に要請するの権利を留保することとしたのである。同時に獨逸政府は各艦種に於ける最大噸數及最大口徑を定め、以て海軍艦船を各艦種に分類し且艦種別に各國に許容せらるべき噸數を割常づる方式を原則的に承認し、又獨逸は潜水艦に關しては總噸數が百對三十五の比率を超過せざる限り、全英聯邦の保有する潜水艦噸數と均等の噸數を保有する権利を有するものとする。尤も獨逸政府は豫め友好的討議に付してのみ右の権利を行使し、それ迄は對英四十五「パーセント」の潜水艦噸數に満足せんとするものであつた。

ワオーターロー會戰當日倫敦に於て、サミニエル・ホーリー卿とフオン・リツベントロップ大使との間に署名を見た本協定に依つて當て獨英間に鎧を削つた建艦競争は未然に防止せらるゝに至り、同時に又獨逸の海軍再軍備は世界の承認を獲得することとなり、更に又佛蘭西の反対にも拘らず形式法と現行法との間に於ける對立は消滅を見るに至つたのである。

一九三八年十一月獨逸政府は潜水艦を獨英海軍協定に規定せる最高量迄擴充すべき時期の到来したるを認め、

斯くて柏林に於て英國海軍使節との間に交渉が行はれ、而も友好的精神を以て終始し、一ヶ月後獨逸政府は英吉

利と合意成立したるを以て、獨逸は其の享有的する権利を行使するものであると發表したのである。

一九三九年四月二十八日獨逸は遂に同協定を廢棄せざるを得なくなつた……。

獨逸は一九三六年八月二十四日他國の軍備に順應すべく新方策を講じ、同日陸軍大臣副署の總統令が發布され現役服務期間二ヶ年制が採用されたが、之は佛蘭西が服役期間の延長を既に一九三五年三月企圖してゐたことに關聯しても必要であるかに見えたのである。然し直接の衝動を與へたのは、ソ聯が八月十一日附法律を以て徵兵適齡を二十一歳より十九歳に引下げ、同時に今後四ヶ年間は一ヶ年半在營期間制を採用する旨布告した事實である。之は同期間中赤軍を凡五十「パーセント」増強することを意味するものであり、又當時ソ聯の代表的政治家や將星が試みた軍事講演に關聯して、其處から重大な平和威嚇が生れ、之に對して何等かの保障を創設しなければならなかつたのである。

茲に記憶すべきは、此の措置に直面し乍ら佛蘭西乃至他の列強より、何等の手段が企圖されなかつたことである。佛蘭西新聞は、内閣及最高國防委員會内部に於ては外交上の抗議を行ふべしとする思想が考慮されたのであるが、之は無益なりとして放棄されたことを報導した。全く無力な死文を引合ひに出すことは出來ない相談である。我々は又ヴェルサイユ條約規定が最早や事實失效してゐる爲め、之に違反するとは云へないのである。獨逸は一九三五年三月十六日附法律と一九三六年三月七日の措置とに依つて完全なる國防の自由を獲得し、今や服役期間の延長を通じて實践に移すであらうと述べたのである。

之は飽く迄適切であり、其他に關しても獨逸側は之を明にしたのである。獨逸は一九三五年三月十六日附國防軍建設に關する法律を他の列強に對し正式に通告したが、今回は純然たる國內對策である以上、之が通告に關しては何等其の要がなかつたのである。

數ヶ月後の十一月十四日獨逸は霸權再建の爲め更に第一歩を踏み出したのである。

ヴェルサイユ條約に因り、獨逸の河川は國際管理に委託され、其の主權は國際委員會に移譲され、之等河川の非沿岸國も亦之に協力することとなつたのである。此の適用を受くべきものはライン、エルベ、オーデル、ダニューヴ各河、及キール運河であった。初で獨逸は商議の方法に依り、此の屈辱的規定を芟除するに努めたが、他國の反対に遭ひ失敗に歸したのである。今や自らの絕對權に依り獨逸は同國河川運河に關するヴェルサイユ條約規定の拘束を受けざること及今後彼の國際委員會に協力することを拒絶すると宣言し、同時に將來獨逸の水路を獨逸と和平を結ぶ凡ての國家の航行に供する旨を公告、相互主義を前提として獨逸と他國船舶間に差別的待遇を與へざることとし、又通航料に關しても適用せしめ、此の外獨逸水路局に對し、沿岸國當該官廳と共通の問題を檢討し、必要に際しては之と諒解を遂ぐる様指令したのである。

同様にして、更に二、三ヶ月後、一九三七年一月十日附法律を以てドーナツ及ヤング案に依るライヒスバンク及國有鐵道に關する規定を破棄し、之等の施設は再び國家機構に編入され、殊に國有鐵道は新に交通省に移管せらることとなり、其の從業員は再び國家官吏となり、斯くて獨逸は世界大戰體制最後の綱領を脱したのである。

一八、世界大戦責任受諾取消

世界大戦の勃發と共に各主権國が自國の裁量に依り戦争を行使する権利を有することは明白な事實であつた。之は從來一般的且無條件に認められた國際法の一法規であり、又國家相互の態度を法的思想に照らし且之を價值付けやうとする最初の試みが企てられて以來行はれ來つたものであり、而も主権の概念と不可分の關係を有し從つて國家概念自體とも不離の結合を保つてゐる爲め、大戦後に於ても之を否認することは出來なかつたものである。實際又國際聯盟規約すら之を難する譯には行かず、専る之に制限を加へ、一定の條件の下に之を明示的に承認してゐるのである。勿論ケロッグ條約は、戦争を否認し、從つて交戦権を否認するものであるが、然し此の否認は何等法的論據に結び付くものではなく、僅に勸告する力否教義的力を有するに過ぎないものである。

大戦後に於ける法律的地位を如何に評價するにしても、所詮大戦勃發の一九一四年當時と同様彼の國際法の規定は適用され、又法的立場より見て、よしんば夫れが如何なる理由や又如何なる事實に因るにもせよ、武力に訴へた國に對して非難を浴びることは出來なかつたのである。從つて各國は唯當然自國に歸屬する権利を行使した迄であつたのである。

勿論戦争を道徳的に批判するには、必ずしも法律的價値判断を以てしては蔽ひ切れないものであつて、征服者の名聲が他の凡てを威壓した古典時代が過ぎ去り、基督教が其の平和理想を實現し、同時に戦争の人類に及ぼす疹

禍に眼を轉じて以来、好戦的な支配者乃至爲政者は重大な責任を探るべしとする思想が普及するに至つたのである。然し基督教は國家の宗教となり、組織化された教會が政治的必要性を顧慮しやうと努め、正義の爲めの戦争を是認し、否之を神聖化せんとしたのである。總て此の思想は興隆期の國際法に依つて採用せられ、國際法は戦争の責任者に罪を歸すことなく、又戦争の實施を最高の義務とする正義の戦争の概念を力説し、斯くて戦争を認の論據を探究する慣習が生れ、武器を執つた國は凡て之を善なりとした爲め、相互の國が正義の爲めの宣戦を布告じない戦争はなかつたのである。

戦争正義論に重點を置かれたのは十七、八世紀、即ち王侯、爲政者達が自己防衛の爲めの規約を草案せしめ、而も之が實際に共鳴者を見出し、延いては輿論を喚起するに至つた彼の原始的唯理主義時代のことである。次いで變革があり、ナポレオンは道徳的な考へを何等意に介せず、戦争に終始した第十九世紀は最早や之に關する論争を知らず、國運を動かす人心の間には尠く共此の論争を論争として認めず、同時に國際法學も亦正義の戦争に就ての概念を放棄し、之を道徳的史家に一任するに至つたのである。二十世紀に入るや、全く之を關知せず、唯珍らしくも日露戦争批判の基準として之を利用せんとした位のものであつた。其處では相手は相互に他の國を領有せんが爲めに闘ひ、而も何等法律的要求を提出せず、正義、不正義の問題は唯支那及朝鮮に關してのみ妥當であつたのである。然し其の不正是何時とはなく姿を消し、世界の問題とする所は唯強者は誰なるぞと云ふことのみであつた。

既て世界大戦の勃發となり、突如として道徳的責任の問題が前面に現れ出で、勃發の當初より聯合國側は獨逸及其の同盟國に對し、戦争惹起の非難を浴せかけたのである。聯合國の爲政者達や新聞は徹底徹尾口を極めて獨逸の罪を繰返し、獨逸の不正と聯合國の正義の思想を根底として、中立國を味方に引入れたのである。世人は此の大惨禍に連着して、人類の良心が目覺め、十九世紀の唯理主義は征服され、今や美化された道徳のみが政治の基準を爲すべきものと考へたのである。然し實際は左に非らず、恐るべき戦争は民主主義時代に於ては民衆に感激を與へ得て始めて遂行し得るものである、而も民衆が其の感覺に「アッピール」することに依つて熱狂的になる場合にのみ可能であつたのである。從つて冷靜な政治的情勢等は押し除けられ、幾百萬生命的の苦惱や死を獨逸の責を歸し、獨逸は前代未聞の犯罪の廉により告訴されなければならなかつたのである。

獨逸は遂に崩壊した、斯くて英國は其の傳統を守つて、昨日の敵を潰滅したことにより歐羅巴の均衡を匡救不能の掻観に遭遇することなき様配慮しなければならぬ時期が到來したのである。然し今や戦争に驅り立てられた民衆煽動の報ひが來たのである。ロイド・ジョージは自責と約言の虜となり、少年時代の復讐の夢が實現したのだと考へたクレマンソーに反対することが出來なくなつたのである。然し決定権を手中に收めたウイルソンは他国の空論に捉られ、獨逸の責任を信じ、世界の審判者として之を處罰せんとし、更に又國際聯盟の希望が實現しさへすれば、讓歩するに資ではないとしたのである。而も獨逸を犠牲にして富を致さうと望んだ各國は之に追従し、斯くて勝者、執念及貪欲はヴェルサイユ條約起草の筆を取るに至つたのである。然し執念と貪欲とは其の

意圖する掠奪を、獨逸の戦争責任を以て論證すれば妥當であらうと信じたのである。被征服者幹部が相繼いで剣滅された彼の野蠻時代への復讐を表象する事態が今日崇高なる正義の行爲と看做され、事實獨逸は道德上死刑の宣告を受けたのであった。即ち道義國家群より放逐され、廣大なる領土を奪はれ、不測の賠償の貨物を課せられ、更に此の判決を自認するの餘儀なきに至つたのである。

正義戦争の概念が新に適用せらるゝに至つたが、以前の如く正義、不正義の決定を歐洲の一般輿論に一任することほしなかつた。當事者であり又審判者となつた戦勝者達が自ら其の判決を下し、同時に此の道徳的概念に根本的に矛盾するが如き結論を導き出したのである。

獨逸は之に抗議し、公平無私なる判決を要求したのである。然しながら獨逸はワイメーレ体制の獨逸であつたが爲めに、之に屈服し、其の前文並第三一條に於て獨逸の責任を斷定した「ヴェルサイユ」條約に署名し爾來歴史的研究の結果、戦争の原因が明にされ、獨逸は戦争を欲したのではなく、戦争勃發の責任は就中サラエボ(Sarajevo)殺戮の贖罪を背ぜず、而も事前の勧員に依つて獨逸に宣戰布告を餘儀なからしめた露西亞に在ることが明にされたのである。獨逸が戦争責任の偽瞞に對する闘争を開始したときは殆ど再起不能の状態であつた。弱體且不活潑ではあれワイメーレ政府が國民の反対派に驅り立てられて此の闘争を決意したことは正しく如何に獨逸國民が強要され、且恥づべき戦争責任受諾の罪を負つてゐたか、同時に又其の歸罪が獨逸の内面的本質に如何に矛盾を來たしてゐたかを示すものである。

一九一四年八月二十九日マルクス宰相は議會に於て、獨逸が世界戰争を惹起したのであるとの斷定は歴史の事實に矛盾するものであり、獨逸政府は此の斷定を否認し、之を他國政府に通告する機會を捉へるであらうと言明したのである。英吉利及佛蘭西に於ては猛烈な反對を呼び、駐獨兩大使は正式抗議を提出したのであるが、獨逸政府は之を拒否し遂に其の債となつたのであつた。

第一回の攻撃も完全に頓挫するに至つた。即ち第五回國際聯盟總會の席上マクドナルド及エリオ英、佛兩首相が獨逸の加入に付き見解を披瀝した後、獨逸政府は一九一四年九月二十九日十ヶ國の理事會々員に對し公文を手交し、獨逸が一定條件の下に聯盟加入の用意ある旨を開陳したのである。此の諸條件の一は戰爭責任の承認を撤回することであつたが、之に對する回答は默殺を以て片付けられたのである。マルクス・シュトレーゼマン内閣は國民の反對派に與へた約束上、尙交渉を繼續したが、同様默殺されたのであつた。

更に第三回の試みが爲されたが、同様何等成績を得なかつた。獨逸はロカルノ會議に招聘を受けたとき、一九一五年九月二十六日ロ上書を以てプラッセル、倫敦及羅馬に申入を行ひ、前年の議會聲明を繰返したのである。然るに佛蘭西は公文の受領を拒み、英吉利は苛酷な言辭を弄して之を駁却したにも拘らず、獨逸は之を忍びロカルノ會議に列席したのである。

斯くて戰爭責任の偽瞞を一掃せんとするワイマール獨逸の試みは水泡に歸し、各關係の演説や新聞聲明は之に改變を加へることが出來ず、而も一九二七年九月十八日「タンネンブルク」記念碑の除幕式當日ヒンデンブル

クが行つた嚴肅なる反對も遂に之を改訂することは出來なかつた。假に老大統領の言が國外に於て反響を見出したにせよ、法律的には無意味なものであつた。ヴエルサイユ條約は儼然として存在し、第二三一條の戰爭責任の規定は效力を有してゐるのである。

然るに其の後世界經濟恐慌が襲來し、フーヴィー・モラトリアムが行はれた。一九三一年六月十六日ローザンヌ(Clausanne)に於て賠償會議が招集され、其の結果賠償債務は廢棄され、從つて第二三一條は其の直接の實際的意義を喪失することとなり、否驚くべきことは佛蘭西側に依つて主張された見解が結實し、今や戰債に関する全問題は解決済みと看做され得るに至つたのである。佛蘭西の指導的歴史家ブロシュ(Bloch)及ルノンヴァン(Renouvin)は一九三一年十一月十五日の「タン」(Temps)紙上に論説を掲載せしめ、第二三一條は畢竟獨逸の責任の有無を決定する判決を包含するものでなく僅に獨逸が戰争を惹起し、從つて之に依り發生した經濟上の損害についてのみ責任を負ふとの事實を明にしたのであつた。獨逸の學界が多年に亘り獨逸國民に對し、斯くも重壓を加へた問題を日常茶飯事として處理せんとしたことを排斥したのは當然の事である。獨逸學界は「賠償」條項前文たる第二三一條が戰爭責任について述べたるのみならず、前文、平和會議が採擇した委員會報告書、一九一九年五月、六月クレマソソーに依り會議の名に於て獨逸に手交された公文、一九一九年六月二十二日の最後通牒及聯合國の指導的政治家による無數の發表が明に戰爭の責任を獨逸に課したものであることを力説したのである。

斯くて此の訴言を一掃し、就中自己の責任を承諾を破棄することは依然として獨逸の使命であつたのである。

遂に今や此の目的は達成された。即ち一九三七年一月三十日ヒットラー総統は議會に於て次の如く宣言したのである。

「余は斯くて先づ第一に獨逸が戦争の責任を有するものであるとの彼の聲明書の署名を取消するものである」と。ヴエルサイユ條約に署名した諸列強は何れも此の聲明に反対するものなく、従つて之等諸列強は此の聲明を甘受し、而も之を承認した結果となり、又之が國際法上の效力なき國內的事項であるとの異論は提出されなかつたのである。議會といふ公けの會議で發表せられた聲明に對しては、常に國際的な場合に依つては、國際法的意義が課せられるのであるが、新聞が生れ、大量的にラヂオが生れて以來、此の種の聲明は外交上の通告に依つて始めて他國政府に通達されるものであるとの見解は聊も代表されず、端的な例として一九三四八年八月二十九日の事實が例證されるのである。即ち當時英吉利及佛蘭西は、態々獨逸政府が通告した文書を持つことなく、議會に於ける首相の發言に基いて直接正式抗議文を提出したのである。若し彼等が今日之を怠ることあれば、夫れは獨逸の聲明を暗黙に而も明瞭に承認したことを意味するものである。其他、就中相互諒解の下に爲された獨逸の署名は又相互諒解に基いてのみ取消し得るものとの佛蘭西新聞の異議も有効的ではない。彼の宿命的なヴェルサイユ條約締結の日には何等相互諒解は存しなかつた。無力化した獨逸は直接強要されて其の條約に署名させらるゝに至つたのである。獨逸が大國として再び存在する以上、之を取消すのは獨逸當然の権利であつた。當時獨逸は公然たる迫害の防備なき犠牲となつたのであつて、今日之が爲め商議を遂げる必要はなく、自らの権利

を行使すればよかつたのである。自力に依つてライン地方の國防権と主權とを回復した如く、自力に依つて獨逸は戦争責任の承認を取消したのである。

然し假りに諸處で、獨逸は戦争責任を破棄し得たが、然し其の爲めに公訴は依然として存在するものであると云ふならば、夫れは正しいことであり、然し又どうでもよいことである。今日學問的研究の凡ての結果に反対して獨逸に對する責任の非難を持ち續けやうとすればしてもらひ。唯獨逸が自己的の責任として強制された不正の承認を破棄したことが何よりも決定的なのである。然して獨逸往年の仇敵は之を歓迎すべきであつた。何となれば此の強要された戦争責任の承認は獨逸にとつてよりも以上に仇敵にとつての汚辱であつたからである。